

意見聴き取り調査票

(一般社団法人福島県建設業協会)

1 総合評価方式（評価項目・配点・評価基準）について

評価項目及び配点の見直し等について、御意見等があればお聞かせください。

総合評価における企業の評価については、業界が抱える各種課題への対応を始め業界全体の発展や社会に貢献している団体の企業と、これら取組みの恩恵を受けながら自社の利益のみを優先した経営をしている企業とは区別して適正かつ正当に評価されなければならない。今般の台風19号の応急対応のとおり、県と災害応援協定を締結し、BCP（事業継続計画）に基づき経費をかけて常に非常時に備えている団体の企業とそうでない企業との差別化も必要である。

よって、総合評価方式の評価項目、配点、評価基準の見直しについては、①総合評価における実績、技術力、地域貢献、価格についての全体配分の見直しと、②評価項目及び加点の見直しが必要である。評価項目及び加点の見直しは地域に根差した地元企業の受注機会を確保するとともに、建築工事等発注件数の少ない工事においては、一般土木工事に比べ発注件数が少なく、過去の実績が失われることによる受注者の偏りが懸念されるため、下記内容の見直しを検討いただきたい。

- ・工事成績の加点見直し（80点以上と、75点～80点未満の差別化）
 - ・企業の技術者数に応じた手持ち工事量の評価
 - ・配置予定技術者の加点評価（各種資格の加点を追加）
 - ・企業の地域社会に対する貢献度評価に建設業振興の団体活動の重点評価として、災害時出勤実績と災害応援協定締結評価をそれぞれに個別評価するとともにその加点引き上げ、BCP（事業継続計画）策定企業の加点評価の追加
 - ・入札参加者の所在地（同一市町村）の本店評価（加点の更なる引き上げ）
 - ・65歳以上雇用企業の加点評価
 - ・県有公共施設の維持管理の実績を加点評価
 - ・品質確保等の確実性の評価（一律7点加点）を発注方式種別に応じた重みを考慮した加点評価
 - ・同一市町村実績の評価点の細分化（同種・類似工事の場合の加点増）
- 【建築工事等発注件数の少ない工事】
- ・施工能力の評価年数（企業の技術力の標準型・簡易型の対象年数：過去15年以内の加点評価、配置予定技術者の技術力の対象年数：現行の過去10年以内⇒過去15年以内）
 - ・工事成績の評価年数の対象年度（現行の過去4年以内⇒過去10年以内）
 - ・優良工事と同様に建築文化賞の受賞企業の加点評価（建築工事）
- 〔補足資料1〕を添付

2 低入札価格調査制度について

現在の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定水準は、工事規模が小さいほど高くなるよう設定していますが、このことについて御意見があればお聞かせください。

また、総合評価方式における低入札価格調査について、御意見があればお聞かせください。

品確法に規定されているとおり、適切に施工すれば適正な利益が得られなければならない。公共工事には予定価格制度があり、これは標準的な施工能力を有する建設業者が最も妥当な工法で施工する場合の標準的な価格であるが、これを上回る価格では落札できない仕組み（上限拘束性）となっている。そもそも受注者が暴利をむさぼることなどあり得ないのである。

また、発注者が積算基準に基づき算出した設計金額を正当な理由無く控除して低い予定価格を設定する、いわゆる「歩切り」はあってはならない。幸い、国、県発注工事で歩切りは行われていないが、一部市町村に見受けられる。

一方、仕事量が減少すれば価格競争が激化し、企業は受注するために最低制限価格、又は低入札調査基準価格ギリギリの価格で応札せざるを得ず、仮に受注できたとしても適正利益が確保できずに経営を圧迫し、結果的に業界全体の疲弊につながりかねない。結果的に必要以上のコストダウンが粗雑工事や不安全な施工による労働災害・第三者災害を誘発し、県民の生命財産に大きな損失を与える事態を引き起こしかねない。さらに、経営が悪化することで諸課題に取り組む余裕がなくなるだけでなく、従業員の処遇や下請業者等にも影響が及びことになり、社会的損失につながりかねない。

したがって、適正利益の確保を規定した品確法に基づき、落札率が少なくとも現行の94～95%となるよう、最低制限価格、低入札の失格基準、調査基準価格の引き上げが必要である。ちなみに、現在、被災3県には復興係数による諸経費の割り増し措置があり、措置無しに比べて、工事費ベースで8%から10%高くなっている。これは単年度毎の措置であるため、措置が切れた場合その影響は計り知れない。

なお、平成29年9月29日付けの総務省と国土交通省連名の「総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」文書では、失格基準価格を低入札調査基準価格に近づけ、適正な施工の実効性を確保することとしている。

〔補足資料2〕を添付

3 元請下請関係適正化対策

下請工事の見積書には、適切な額の法定福利費が計上されていますか。

また、下請業者への工事金額の適切な支払いについて、意見・要望等があればお聞かせ下さい。

本会会員企業においては、下請業者に対して見積依頼書を作成し、法定福利費の計上を行い、支払っている。

補足資料3のとおり、法定福利費については事業主負担と労働者負担がある。一般的に土木工事では、工事費に占める労務費の割合は概ね20%で、そのうち労働者が負担すべき法定福利費（労務賃金の約15.3%）に計上されている。一方、事業者が負担すべき法定福利費は現場管理費（労務賃金総額の約16.3）に計上（総額で工事費の5.5～5.6%程度）されている。

本来、工事費に計上されている法定福利費は請負率に関わらず積算された金額が100%支払われる必要があり、福島県の低入札価格調査制度における失格基準では、例えば入札額（税込）が5千万円超の場合、直接工事費では設計額の直接工事費相当額×0.9、また現場管理費では設計額の現場管理費相当額×0.85と設定されており、更に落札率によって法定福利費にも影響が生じることになる。しかしながら、「働き方改革」として給与、法定福利費などの処遇改善が求められており、適切な措置が必要である。

このことから、工事費に計上されている法定福利費は、請負率などに影響されず、積算の所要額を減額されることなく100%で支払われるよう、別枠で計上すべきである。

他県において罰則規定を設けている事例があることから、元下関係の更なる適正化を推進するため、同様に罰則規定を設けることが有効と考えられる。

〔補足資料3〕を添付

4 下請業者の社会保険加入対策

下請工事の契約について社会保険加入に関する条項など、適切な時期に適切な内容の契約書を取り交わせるよう、どのような指導を行っているかお聞かせ下さい。

本会会員企業においては、福島県元請・下請関係適正化指導要綱「社会保険等未加入者への指導等」により、適切に対応している。

また、下請業者への見積り依頼時に社会保険未加入業者と契約しないことを書類等で確認するなど、適切に対応している。

5 応札環境（入札不調対策含む）

東日本大震災による復旧・復興事業が年々縮小してきている現状において、応札が無い入札不調が発生する理由について、お聞かせください。

また、入札不調が発生することに関して、県の入札制度の問題点についてのご意見等もお聞かせください。

入札不調は、工種、ロット、発注時期などの理由により異なる。特に小規模工事や現場採算性に合わない工事に多く、標準歩掛での積算ではなく、それぞれの現場に見合った単価、歩掛、見積および工法での設計積算が必要である。

また、技術者不足、短い工期、現場状況に見合わない積算による採算性の問題、総合評価方式の持ち点差により応札しても受注が見込めない、現場までの距離が遠い等で、応札できないケースが考えられる。

なお、企業の受注計画に基づき、配置予定技術者に支障を来たさないよう、不要な工期延長をなくすとともに、契約後すみやかに工事着手できるよう発注前に用地を取得し、支障物があれば移転協議を整えて工程どおり工事にかかれるよう、当初設計図書の精度アップを図ることを強く求める。

6 電子入札閲覧について

福島県では電子入札システムと電子閲覧システムを運用していますが、それぞれ閲覧方法や環境設定方法等について、意見・要望等があればお聞かせ下さい。

電子閲覧システムについては、平日のみの運用となっており、入札公告が原則、金曜日となっている地方振興局が7つのうち3つある。このため、会社を不在にしていると閲覧が翌週になってしまうことから、休日出勤及び夜間勤務を容認しているの、働き方改革推進の観点から入札公告を金曜日以外に変更してほしい。

また、PDFデータから読み取りできる形式に改善されてきているものの、一部の設計書データにおいて、文字情報を認識できないことがあるため、読み取りできる形式に統一していただきたい。

電子入札のように、開札時も会場に行かなくてもWeb上でタイムリーに詳細を確認できるようにしてほしい。

7 指名競争入札について

地域に密着した工事の一部において、指名競争入札の導入（試行）の要望がありますが、そのメリットとデメリットについてのご意見等をお聞かせください。

また、導入（試行）方法の具体的な提案がございましたら併せてお聞かせください。

指名競争入札導入のメリットとデメリットは添付のとおり。

東日本大震災以降、地域建設業は危機管理産業としての社会的な役割が再認識された一方で、復興事業収束後の仕事量の減少に伴う将来不安から、事業承継を始め、その担い手である地域企業の維持存続・健全経営が危惧される。

また、今後の仕事量減少が予測される中、地域建設業が維持存続し経営をする上で安定した工事受注を継続していかなければ、従業員の高齢化が進み、人材確保が出来ずに経営基盤も安定せず、地域の安全・安心が確保できなくなる恐れがある。

現行制度の見直しは、「入札等制度改革に係る基本方針」に基づく一般競争入札の範囲内であり、その地域になくってはならない建設企業に施工能力があるにもかかわらず、過度な競争性の重視や総合評価方式の持ち点固定化によって、受注したくとも受注できないという問題は残念ながら解消されていない。これは限られた評価項目とその加点だけで評価する総合評価の限界であると考えている。

また、強い者だけが勝ち残り、昔から1社で地域を守ってきた企業が存続できずに廃業を余儀なくされるような入札制度であってはならない。実際に、今年度の台風19号の災害対応において、広域支援を余儀なくされた地域が発生している。つまり、入札制度は公共調達的手段であって、入札制度には地域の建設企業が若手技術者を安定的に育成・確保しながら、健全経営の下で地域を守る社会システムを安定的に継続できる制度であることが求められる。このためには、施工能力があるにも拘わらず、地域にとって無くてはならない建設企業が持ち点の固定化によって受注できないという現実を解消する必要がある。

したがって、「地域の安全・安心は地域で守る」、「地域のインフラの維持管理は地域が担う」という基本理念の基に、品質の確保を最優先とし、透明性、競争性、公正性等のバランスに十分配慮した上で、迅速性、信頼性、住民サービスの向上等の観点から、地域の実情を熟知した企業が地域密着型工事や小規模な修繕工事、維持管理業務等を、さらには、特定工種（ため池、ほ場整備工事等）においては技術を有した建設企業が受注できる環境整備として、一部工事に指名競争入札方式を導入する必要がある。

（一般土木工事は5千万円未満、建築工事は5千万円未満、舗装工事は3千万円未満）

〔補足資料4〕を添付

8 その他

貴団体における人手不足の現状と復旧・復興事業の縮小も踏まえた将来の見通しについてお聞かせください。

また、県の入札制度に対するご意見等についてもお聞かせください。

人口減少の進行により若年入職者を始めとする担い手の確保の深刻化が懸念される。仕事量の面では、東日本大震災から丸8年が経過した現在、災害復旧工事と除染作業の完了に加え復興需要がピークアウトしているが、国の国土強靱化3カ年緊急対策及び今般の台風19号の復旧工事により当面の仕事量は上積み確保されるものと考えられ、社会資本の老朽化に伴う長寿命化対策の建設需要は増加し、維持管理・修繕系予算の割合が相対的に拡大していくものと推測される。一方で、国・県から中長期的な投資計画が示されないため、将来を見通すことができず不安感が大きくなっている。

建設業が抱える諸課題については、若年技術者の入職やメンテナンス技術者の人材育成・確保を始め、長時間労働への対応、週休二日制導入などの働き方改革、ICT活用による生産性の向上、処遇改善などに積極的に取り組まなければならない。さらに、廃業、企業の合併、協業化、経営規模の縮小、事業承継など、企業の健全経営、維持・存続に向けた新たな局面を迎える。

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、地域防災の重要性は年々高まっている中で、地域建設業は危機管理産業として地域の雇用を確保しながら、災害時の初動対応を始め、除雪作業、道路施設、河川・港湾施設等の社会インフラの維持管理など地域の安全・安心の守り手として重要な社会的役割（使命）を果たしている。

今般の台風19号の豪雨災害においても、当協会会員企業は行政との災害応援協定に基づき、昼夜を問わず初動対応・応急復旧など地域の安全・安心の確保にも努めているが、一部で広域的な支援を必要とする地域が生じた。

このことから、地域の守り手である地域建設業が健全経営の下で安定的に地域を守り続けられるよう、地域の実情に応じた入札制度が求められる。

〔補足資料5、6〕を添付

〔令和元年台風19号に対する災害支援・対応状況〕を添付

総合評価方式における評価項目及び配点に対する提案

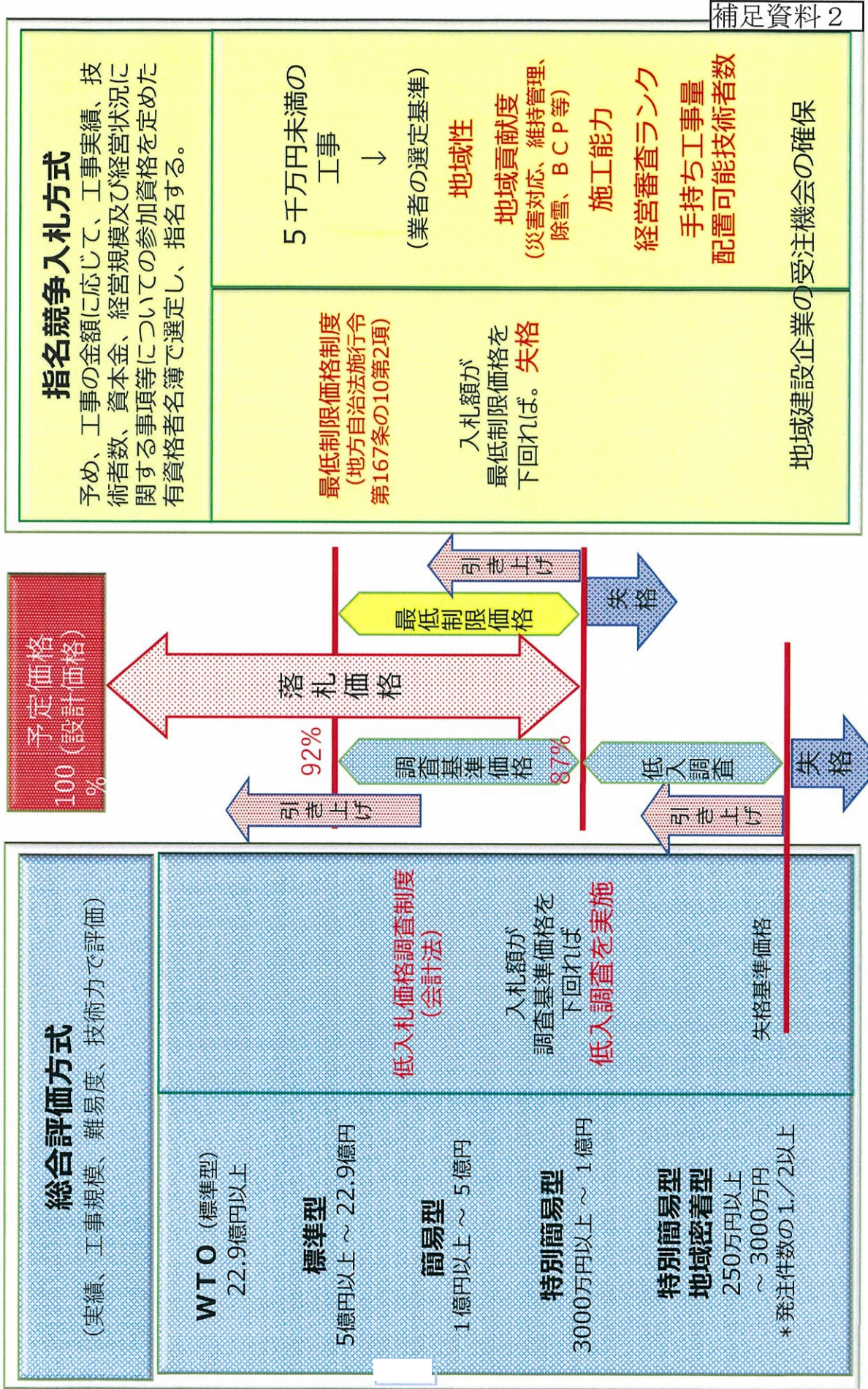
評価項目	現 行								備 考
	標準型		簡易型		特別簡易型		地域密着型		
	配点	ウェイト	配点	ウェイト	配点	ウェイト	配点	ウェイト	
企業の技術力	4.0	6.3	4.0	9.1	3.5	17.7	3.5	15.6	
施工能力									同種類似工事の実績
過去5年以内の実績	1.0		1.0		2.0		2.0		
過去5年より前で10年以内					1.5		1.5		
過去10年より前で15年以内	0.5※		0.5※		0.5		0.5		
工事成績 ※標準型、簡易型：同種類似工事の成績、特別簡易型：同一発注種別工事の直近の成績									
80点以上(過去4年→10年以内の実績)※	1.0		1.0		1.5		1.5		
75点以上80点未満(過去4年→10年以内の実績)※	0.5※		0.5※		1.0		1.0		
優良工事(過去10年→15年度以内の実績、建築文化賞含む)※	1.0		1.0		-		-		該当部門の表彰実績
品質管理	0.5		0.5		-		-		IS09001認証取得
技術者確保数(技能士の活用(技能士職種ごと))	0.5		0.5		-		-		配置可能技術者
手持ち工事量	-		-		-		-		
配置予定技術者の技術力	3.5	5.5	3.5	8.0	1.0	5.1	1.0	4.4	
資格保有(継続教育)	0.5		0.5		-		-		指定した資格保有
ME資格保有	-		-		-		-		
施工能力(過去10年→15年以内の実績)※	1.0		1.0		0.5		0.5		同種類似工事の実績
工事成績(過去4年→10年以内の実績)※	1.0		1.0		0.5		0.5		同種類似工事の成績
優良工事(建築文化賞含む)※	1.0		1.0		-		-		該当部門の表彰実績
若手技術者の専任配置	-		-		-		-		
企業の地域社会に対する貢献度	19.0(19.5)	(30.5)	19.0(19.5)	(44.3)	8.0(8.25)	(41.8)	11.0	(48.9)	()は一般土木工事又は舗装工事の場合
障がい者雇用	0.5		0.5		-		-		法定雇用達成等
安全管理	0.5		5.0		-		-		安全管理表彰受賞
環境配慮	0.5		5.0		-		-		IS014001認証取得
県内業者活用	1.5		1.5		-		-		下請、資材の活用
働く女性応援	0.5		0.5		-		-		認証取得
仕事と生活の調和	0.5		0.5		-		-		認証取得
新分野進出	1.0		1.0		-		-		H13.4.1以降進出
同一市町村内工事実績									
一般土木工事又は舗装工事	過去3年以内に3件以上	2.5	過去3年以内に2件	1.5	1.0	0.5	1.0	0.5	
建築工事	過去10年以内建築工事1件	2.5	過去10年以内その他工事1件	1.0	1.0	0.5	-	-	
その他発注種別	過去10年以内に1件	2.5		2.5	1.0		-		
入札参加者の所在地	本店	支店等	本店	支店等	本店	支店等	本店	支店等	
評価対象区域内で工事箇所と同一市町村	3.5	3.0	3.5	3.0	3.5	3.0	5.5	5.0	
評価対象区域内で工事箇所と同一土木管内	2.5	2.0	2.5	2.0	2.5	2.0	4.5	4.0	
上記以外の評価対象区域内	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	
ボランティア活動(過去3年間以上継続した実績)	2.0		2.0		0.5		1.25		
消防団加入(1名以上)									
上位点	1.0		1.0		0.5		0.5		地域要件毎の評価基準設定 ※本店は、準本店を含む。
下位点	0.5		0.5		0.25		0.25		
①災害時出動実績(又は災害応援協定締結)	2.5		2.5		1.25		1.25		※地域密着型の場合、ボランティア活動及び選択項目は、同一土木事務所管内業者のみ評価対象。(特例あり)
災害応援協定締結									
BCP(事業継続計画)策定	-		-		-		-		
②新卒・離職者の雇用実績 ★									※選択項目については、入札参加者が、一般土木工事又は舗装工事の場合は①～④から、それ以外の工事の場合は①～③から2項目を選択する。
2名以上の実績	2.5		2.5		1.25		1.25		
1名以上の実績	1.5		1.5		0.75		0.75		
③雇用の維持・確保 ★									※東日本大震災による被災者等の雇用実績、雇用の維持確保についても評価と対象とする
1名以上増加	2.5		2.5		1.25		1.25		
同数	1.5		1.5		0.75		0.75		
65歳以上の雇用	-		-		-		-		
④除雪・維持補修業務の実績									
上記実績に加え過去5年度以内に感謝状を受けた実績又は直前の5年度間連続した除雪の実績	3.0		3.0		1.5		1.5		
過去3年以内に1件以上の実績	2.5		2.5		1.25		1.25		
県有施設維持管理の実績	-		-		-		-		
施工計画適切性	10.0	15.6	10.0	22.7	-	-	-	-	
技術提案	20又は40	31.3	-	-	-	-	-	-	
品質確保等の確実性	7.0	10.9	7.0	15.9	7.0	35.4	7.0	31.1	
加算点合計	63.5又は83.5 (64又は84)	(100)	43.5 (44.0)	(100)	19.5 (19.75)	(100)	22.5	100	()は一般土木工事又は舗装工事の場合

※1: 復旧型及び復興型は、特別簡易型と同じ配点 ※2: ウェイトは一般土木工事又は舗装工事の場合、技術提案は20点で算出

※: 建築工事等発注の少ない工事

最低制限価格と低入札調査基準価格

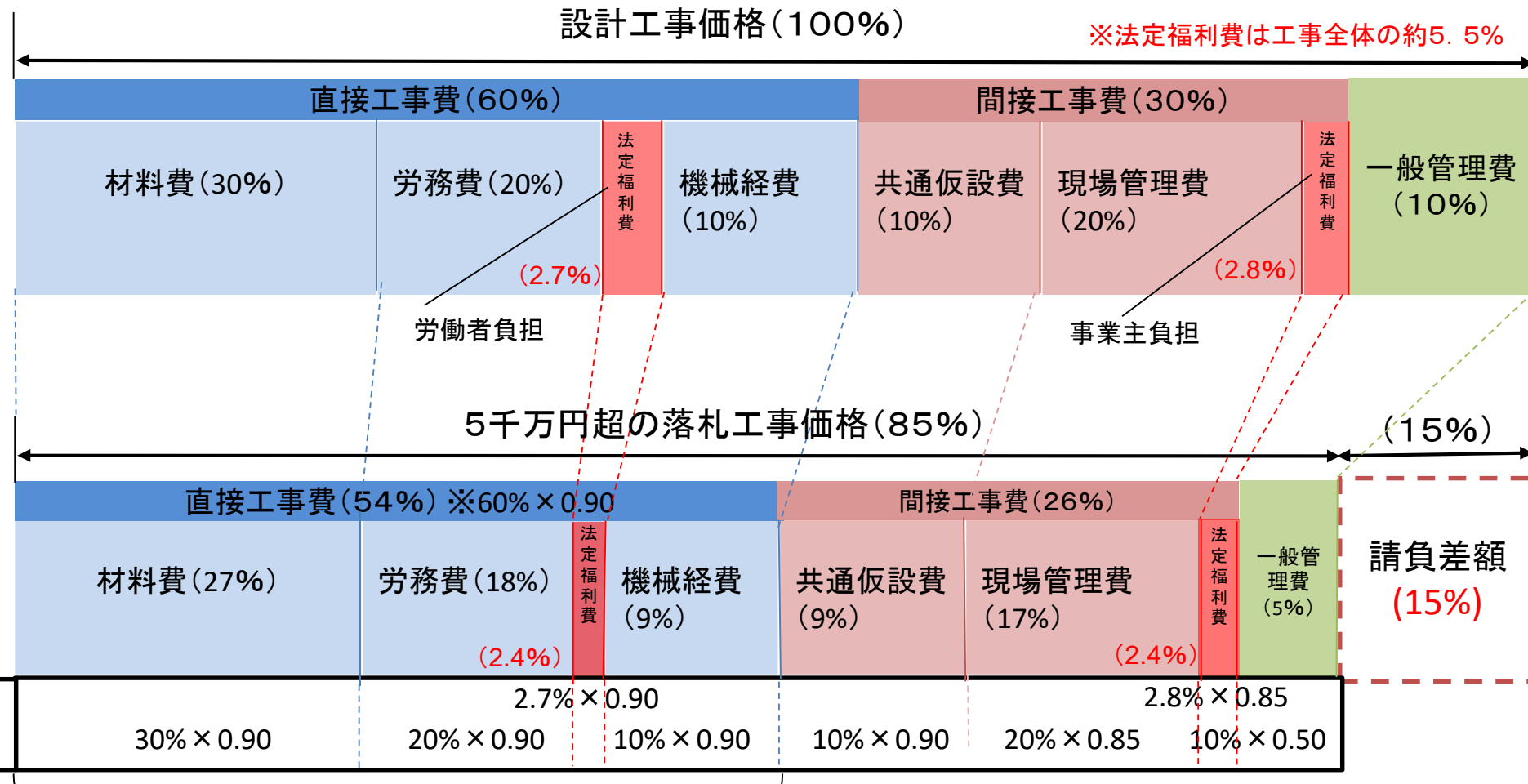
(一社) 福島県建設業協会



公共工事に計上されている法定福利費について

一般社団法人福島県建設業協会

○一般土木工事の標準的構成割合の場合の法定福利費の計上



・**現場管理費**
工事現場を管理運営するための費用(例: 現場労働者等の労務管理費、現場従業員の給与及び賞与等、現場従業員等の労災保険料等法定福利費の事業主負担額)

・**一般管理費**
受注者の継続運営に必要な費用(例: 役員報酬、本店及び支店の従業員の給与及び賞与等、並びに労災保険料等法定福利費の事業主負担額)

※国は直接工事費 0.97 (労務費は100%)

法定福利費は賃金に保険料率を乗じて算出され、**労務費 = 賃金 + 法定福利費 (賃金 × 15.3%)**であることから、
賃金 = 労務費 / 1.153 = (工事費の20%) / 1.153 = 17.3%

したがって、

労働者負担法定福利費 = 20 - 17.3 = 工事費の2.7% (労務費に計上、労働者各々が負担する額)

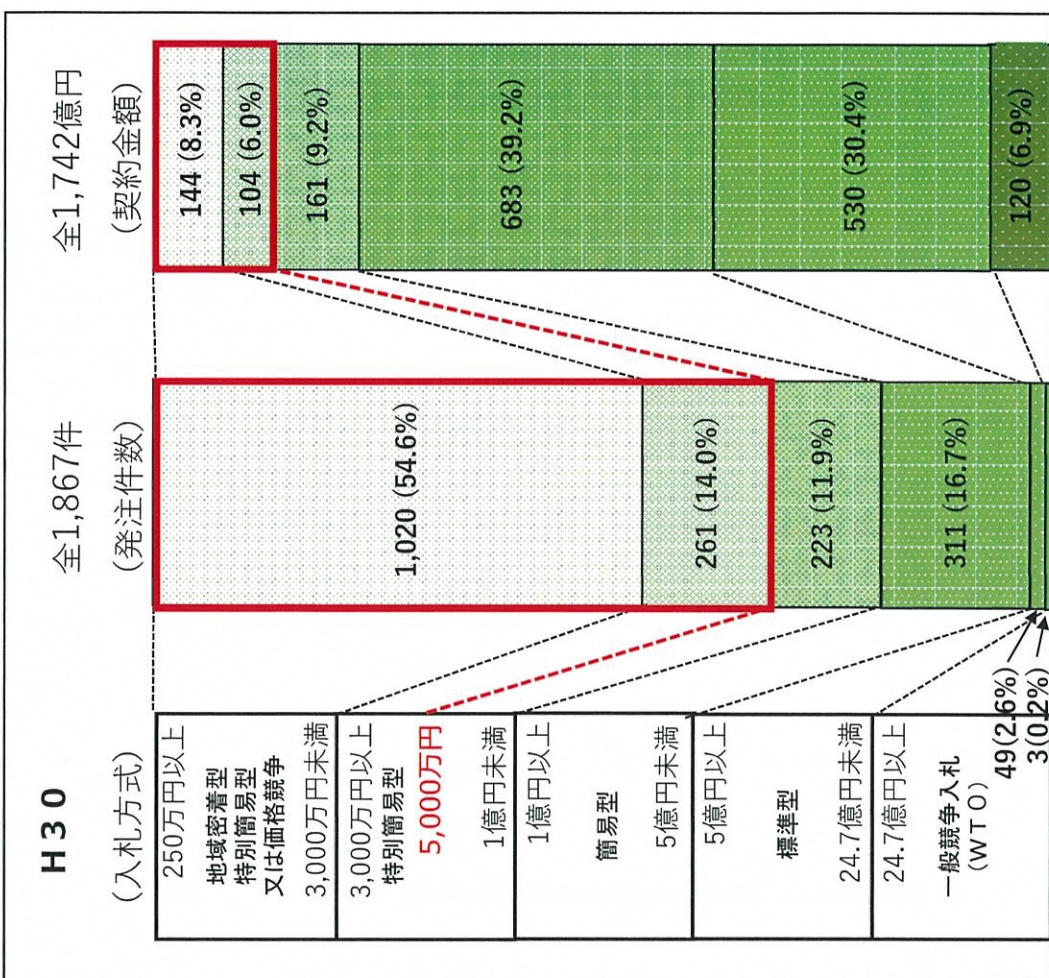
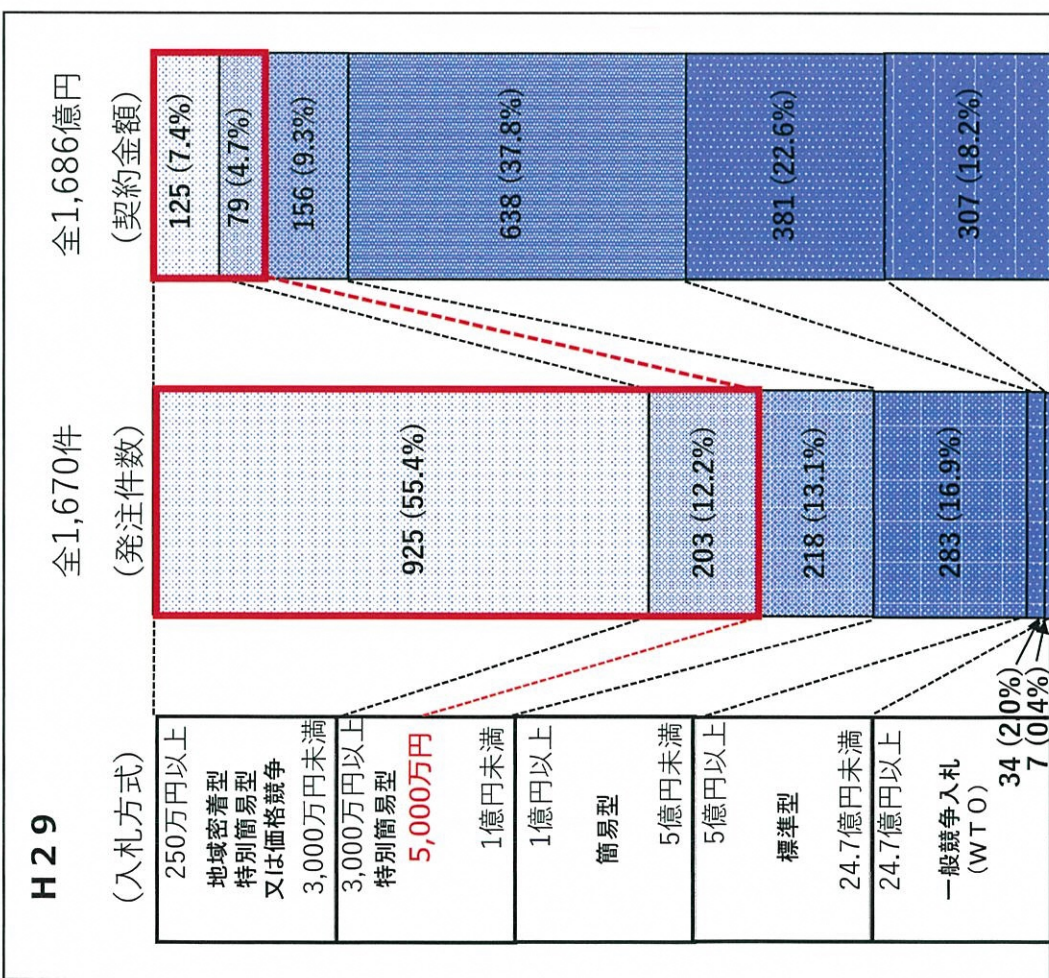
事業主負担法定福利費 = 17.3 × 0.163 = 工事費の2.8% (現場管理費に計上、事業主が負担する額)

2019 法定福利費の労使負担割合 (全国健康保険協会 (協会けんぽ))

		健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料	子ども・子育て拠出金料	雇用保険料	労災保険料	
保険料率		10.00%	18.30%	1.73%	0.34%	0.90%	0.30%	31.57%
負担割合	事業主負担	5.00%	9.15%	0.865%	0.34%	0.60%	0.30%	16.255%
	労働者負担	5.00%	9.15%	0.865%	—	0.30%	—	15.315%

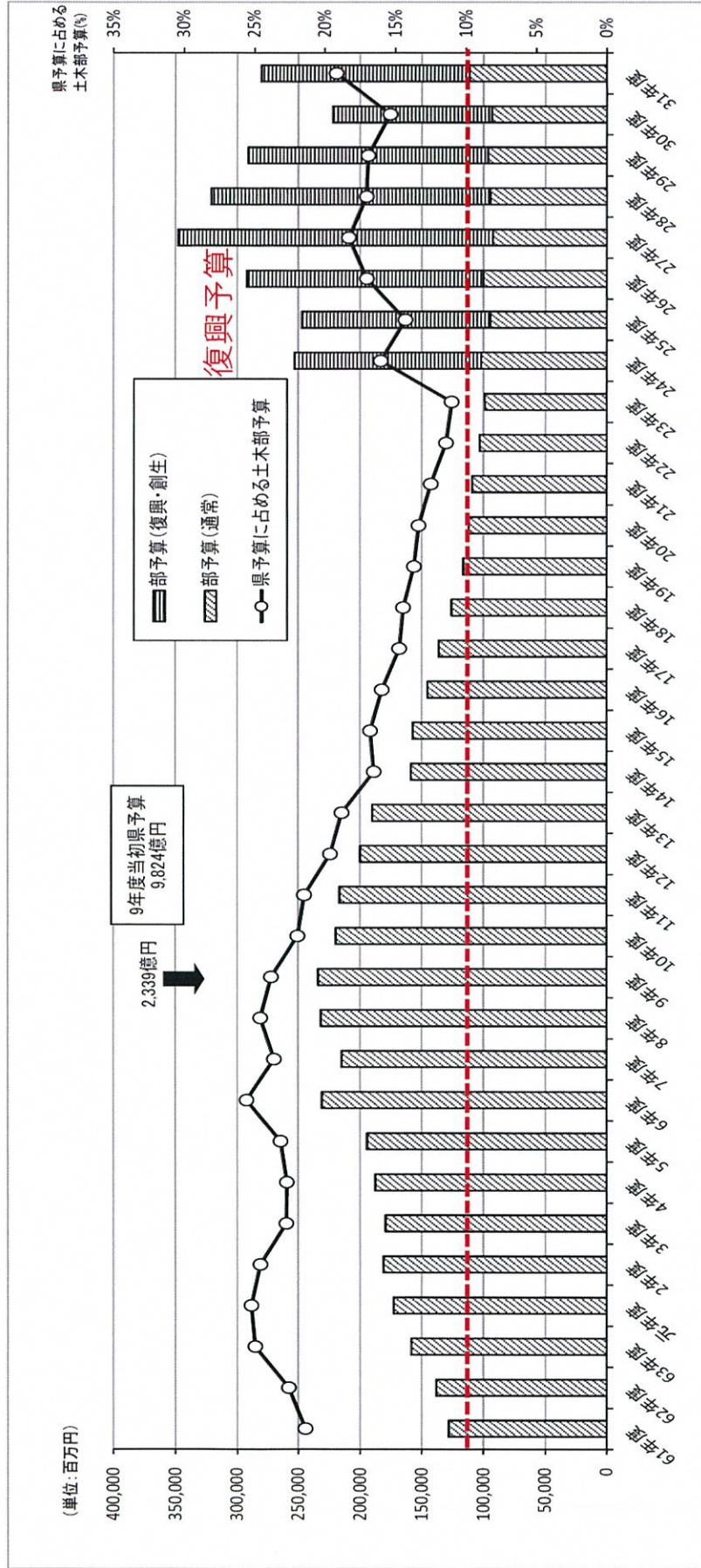
福島県発注工事の入札方式別契約状況（件数・契約金額）

（一社）福島県建設業協会



（出典）福島県「県発注工事の入札結果」

福島県土木部予算の推移



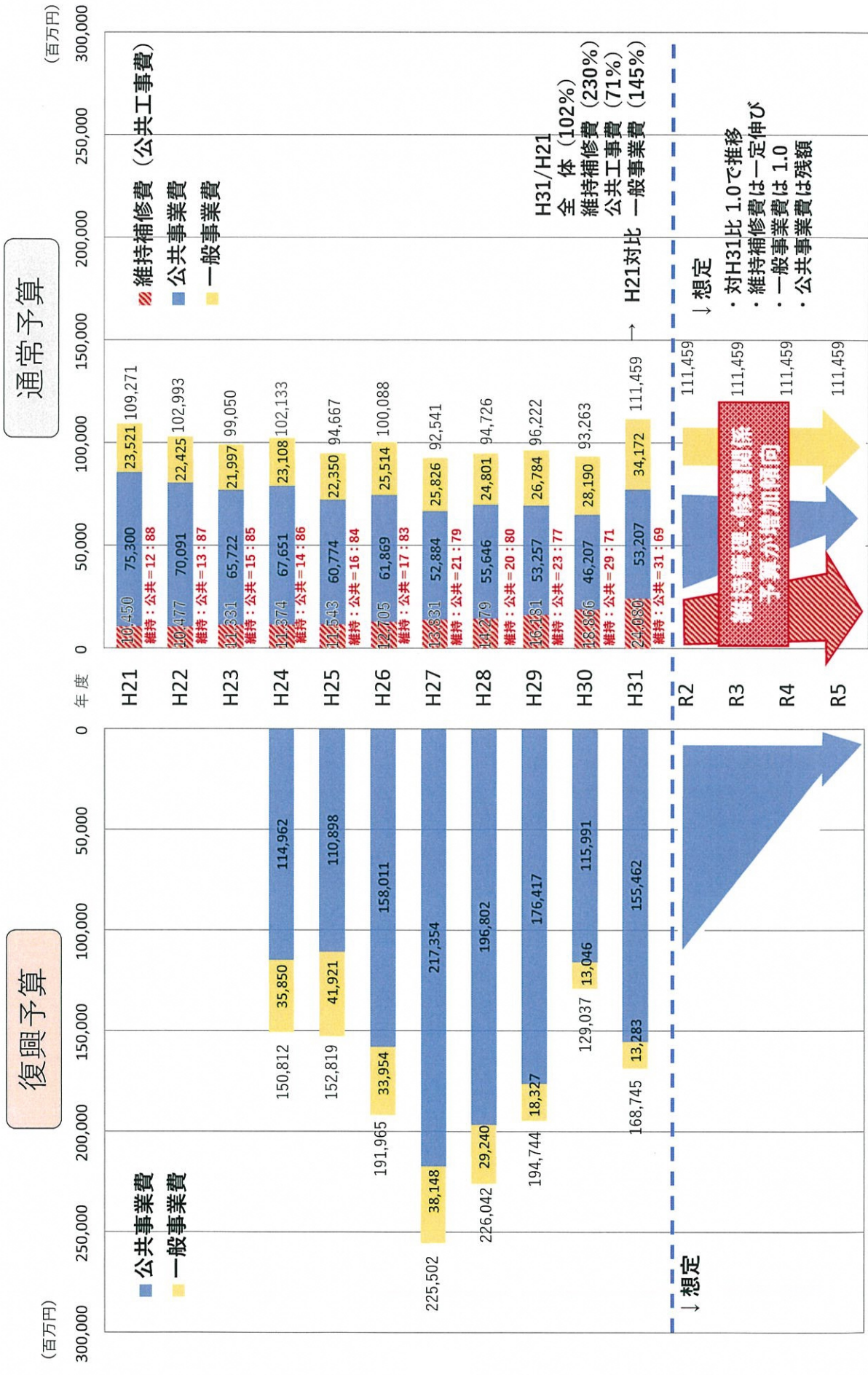
H31通常予算は1,115億円(うち、公共事業は773億円)

単位:百万円

年度	61年度	62年度	63年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
土木部予算額	128,261	138,146	158,491	158,491	172,924	181,924	187,897	194,460	230,947	214,951	231,674	233,933	219,655	216,689	200,014	190,031	158,754	
県予算額に占める土木部の割合	21.4%	22.6%	24.9%	24.9%	25.2%	24.6%	22.7%	22.7%	23.1%	25.6%	23.6%	24.6%	23.8%	21.5%	19.6%	18.8%	16.5%	
土木部予算額	581,216	600,041	612,543	635,482	685,704	736,629	789,818	827,163	840,152	902,858	942,672	982,417	1,001,757	1,009,817	1,019,420	1,010,168	959,943	
年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
土木部予算額	157,353	145,217	136,298	125,890	116,500	112,246	109,271	102,993	99,050	252,945	247,487	292,054	348,043	320,767	290,967	222,300	280,205	
県予算額に占める土木部の割合	16.8%	16.0%	14.7%	14.5%	13.7%	13.4%	12.5%	11.4%	11.0%	16.0%	14.3%	17.0%	18.3%	17.0%	16.9%	15.4%	19.2%	
土木部予算額	936,633	909,629	925,035	870,929	851,189	840,719	875,448	902,220	900,034	1,576,352	1,731,970	1,714,513	1,899,421	1,881,925	1,718,373	1,447,212	1,460,328	

(出典) 福島県「平成31年度 土木部当初予算案の概要」

福島県の復興予算と通常予算の推移と今後



※H21～H31は福島県土木部データをグラフ化。R2以降は独自の想定
(出典) 一般社団法人福島県建設業協会

指名競争入札のメリット・デメリット

(一社) 福島県建設業協会

	発注者の立場	受注者の立場	エンドユーザーの立場
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ①公共工事手持工事量、技術者数、経営状況、当該企業の地域における役割等、地域企業の実情をしっかりと把握できる。 ②受注機会が確保されることにより、除雪作業、災害時対応、インフラの日常の維持管理等の安定化につながる。 ③適切な指名により、業者選定の透明性、客観性、説明責任が確保される。 ④工事内容に応じた適切な企業が選定できる。 ⑤不良・不適格業者が排除されやすくなる。 ⑥住民サービスが安定的に維持できる。 ⑦総合評価方式の評価項目に無い様々な評価が可能になる。(地域住民からの良い評価、悪い評価・誠実、不誠実な行為) 	<ul style="list-style-type: none"> ①公共工事手持工事量に応じた受注機会が確保でき、安定経営につながる。 ②入札不調がなくなる。 ③企業の使命感が増大・維持できる。 ④良い仕事をしなければならないという意識が高まり、企業力の向上が期待できる。 ⑤企業の適正評価につながる。(施工実績、安定管理、地域への貢献度) ⑥総合評価方式の評価項目に無い様々な評価が可能になる。(地域住民からの評価・誠実な行為) 	<ul style="list-style-type: none"> ①地元業者による、迅速で、きめ細かいインフラの維持管理が可能となり、地域の安全安心につながる。 ②地域に精通していることに加え、地域から信頼と実績があり、住民に安心感がある。 ③地域の振興、地域活動への参画、雇用確保につながる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ①公共工事手持工事量、技術者数、経営状況、当該企業の地域における役割等、地域企業の実情をしっかりと把握しなければ、今般の台風19号のような大規模災害に対応できないおそれがある。 ②業者選定への恣意性に懸念が残る。 	<ul style="list-style-type: none"> ①指名されない企業には不満が生じやすい。 ②談合への懸念が残る。 	<ul style="list-style-type: none"> ①指名競争入札は談合の温床というマイナスイメージがある。

令和元年 台風19号に対する災害支援・対応状況

一般社団法人福島県建設業協会

- 令和元年10月12日(土)19時50分、気象庁から本県に台風19号に伴う大雨特別警戒が発表され、本会はBCP(事業継続計画)に基づき、同日19時58分に災害対策本部を設置した。
- 本会では、国土交通省東北地方整備局及び福島県との災害協定に基づき、県内各被災地への災害物資(ブルーシート・土のう袋等)の支援をはじめ堤防決壊復旧作業、道路啓開作業等の要請を受け、会員企業は延べ10,329人の人員と延べ5,580台の重機を出動(令和元年11月7日現在)させ、対応を続けている。
- 台風19号で378か所の県管理道路が被害を受けたが、会員企業の迅速な対応で39か所(11月7日時点)まで回復した。

【福島県建設業協会各支部】 会員企業による災害対応出動状況 (10月12日～11月7日)

出動会員 企業数	対応箇所数	出動作業 人員数 (延べ数)	出動機械 台数 (延べ数)
158社 (会員企業数 244社)	554箇所	10,329人	5,580台 (建設機械、バック ホウ、ダンプ等)

【福島県建設業協会本部】 県内各地への主な災害物資支援状況 (10月12日～11月7日)

※一部抜粋

土のう袋:30,200袋 (郡山市、相馬市へ)	大型土のう袋:1,500袋 (相馬市へ)	ブルーシート:200枚 (福島市、相馬市へ)
消石灰:500袋 (相馬市へ)	10tダンプ:4台(運転手付) (相馬市へ)	バックホウ:3台 (相馬市へ)





①

県北支部: (有)大友組
土砂撤去運搬(伊達市月舘町)



②

県北支部: 東信建設株
土のう設置(福島市郷野目字宝来町)



③

県北支部: 小林土木株
仮復旧及び水路土砂撤去(相馬福島道路)



④

二本松支部: 石橋建設工業株
堤防の応急処置(須賀川市 阿武隈川堤防左岸)



⑤

二本松支部: 石橋建設工業株
内水排除作業(須賀川市境免)



⑥

郡山支部: 柳沼建設株
土砂撤去(郡山市田村町大善寺羽黒堂近辺)



⑦

郡山支部: (株)関組
災害ゴミ収集運搬(郡山市若葉町)



⑧

郡山支部: 昭和建設工業株
通行止め規制(郡山市日和田付近 国道4号)



⑨

田村支部: 富岡工業株
土砂撤去(田村市滝根町神俣地内)



10

田村支部:富岡工業(株)
看板・バリケード設置(田村市滝根町広瀬地内)



11

須賀川支部:株横山建設
土砂撤去(須賀川市)



12

須賀川支部:株横山建設
土砂撤去(須賀川市館取町)



13

石川支部:株福産建設
土のう設置(石川郡石川町社川地内)



14

石川支部:株志賀建設
土砂撤去(矢吹小野線煙石地内)



15

県南支部:三金興業(株)
置き基礎ガードレール撤去(国道49号線)



16

県南支部:矢祭建設(株)
崩落部埋戻(矢祭町関岡・内川・宝坂地内)



17

若松支部:三立道路(株)
土のう作り(国道49号平田村蓬田)



18

若松支部:田中建設工業(株)
排水作業(会津若松市)



19
宮下支部:佐久間建設工業(株)
土砂撤去(国道400号杉峠地内)



20
田島支部:五十嵐建設(株)
流出土砂撤去(下郷町)



21
田島支部:(株)しもごう環境サービス
流木撤去(下郷町弥五島周辺)



22
いわき支部:堀江工業(株)
大型土壌設置(夏井川四左工門内地内)



23
いわき支部:堀江工業(株)
堤防復旧(夏井川大念仏地区)



24
相馬支部:石川建設工業(株)
太田川応急対応(南相馬市)



25
相馬支部:石川建設工業(株)
太田川応急対応(南相馬市)



26
相馬支部:東北建設(株)
陥没箇所復旧(原町川俣線)

An illustration of two construction workers. One is a male worker with brown hair, wearing a yellow jacket and a green headband. The other is a female worker with brown hair, wearing a red and white jacket and a white headband. They are both holding white hard hats. A blue speech bubble is next to them.

がんばっぺ!
福島!!
建設業の底力を
今見せよう!!

本会広報大使キャラクター
匠カンナちゃん、堤健くん

衣装は全国建設業協同組合連合会のエIFORMデザイン
プロジェクトの最優秀作品
キャラクターデザイン 桜沢 鈴

**公共工事の品質確保と
地域の安全・安心を確保するための入札制度改革について**

令和元年 6月12日

一般社団法人福島県建設産業団体連合会

目 次

～はじめに～

- 1 入札等制度改革に係る基本方針の問題点
- 2 地域建設業の社会的役割
- 3 地域建設業の現状と今後の見通し
- 4 地域の守り手である地域建設業が健全経営を継続していくために
- 5 公共調達としての建設工事の入札制度
- 6 入札制度に求めること
 - ①入札制度には地域を守るという理念が必要である
 - ②人口減少社会においても地域の安全・安心が確保できる入札制度とすること
 - ③透明性、競争性、公正性、品質の確保の全体のバランスに配慮すること
 - ④最低制限価格、低入札の失格基準及び調査基準価格を引き上げること
 - ⑤施工体制と品質が確実に確保されること
 - ⑥大規模工事について県内企業を活用すること
 - ⑦誤りをなくすため、審査書類、入札契約手続きを簡素化すること
 - ⑧企業を適正かつ正當に評価すること
 - ⑨恣意性の排除と談合防止を徹底すること
 - ⑩一部工事に指名競争入札を導入すること
 - ⑪総合評価方式における評価項目及び配点の見直し
 - ⑫その他

～はじめに～

入札制度改革から 12 年が経過する中で、現行入札制度は既に定着しており、平成 30 年度から一般土木と舗装工事について地域密着型の総合評価方式が導入されるなど、一定の見直し改善がなされている。

しかし、これまでの見直しは全て平成 18 年 12 月の「入札等制度改革に係る基本方針」に基づく現行制度の範囲内であり、この**基本方針の下では、指名競争入札方式を導入する「改革」はあり得ない。**

(一社) 福島県建設産業団体連合会としては、これまでの地域建設業を取り巻く環境変化、地域建設業の社会的重要性の高まり、公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)の改正、入札結果、並びに人口減少社会における地域建設業の今後の見通しなどを踏まえ、現行入札制度に係る制度上の問題点と運用上の問題点を指摘した上で、本会の考えを示したい。

[【補足資料 1】](#)

1 入札等制度改革に係る基本方針の問題点

- ① 「透明性・競争性・公正性・品質の確保に十分留意した新たな入札制度を構築する」との基本的方針に異論はないものの、その運用実態は工事内容の如何を問わず全てにおいて**競争性が過度に重視されている。社会インフラ等の公共調達物については、品質の確保が最も優先されるべき絶対的要件であり、工事内容や発注方式に応じた全体のバランスへの配慮が必要である。**つまり、入札制度の設計及び運用においては、「会計法」はもとより、いわゆる担い手三法である「建設業法」、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」、「入札及び契約の適正化に関する法律(入契法)」の主旨に則り、将来にわたる公共工事の品質確保、担い手の中長期的な育成・確保、適正な利潤確保、実態を反映した予定価格の設定、行き過ぎた価格競争の是正(ダンピング対策)等に配慮する必要があると考える。[【補足資料 2】](#)

- ② 「すべての公共工事において指名競争入札を廃止し、条件付き一般競争入札を導入する」との方針は、当時の状況では当然のことと言える。

しかし、(一社) 福島県建設業協会が指摘しているとおり、1 億円未満の工事を対象とした特別簡易型や地域密着型工事で明らかのように、地域の守り手である企業が施工能力があるにも拘わらず**過度な競争性の重視や持ち点の固定化によって、受注したくとも受注できないという問題は残念ながら解消されていない。**つまり、**多くの手持ち工事を抱える企業による連続受注を許容し、公共工事への多様な企業の受注機会を阻害している。**また、若年技術者の育成・確保は今後の地域建設業にとって大きな課題となっている状況下で、総合評

価であるが故に実績のない若年技術者の配置が評価されないことが、若年技術者に実績や経験を積ませることを困難としている。これは**限られた評価項目とその加点だけで評価する総合評価の限界である**と考える。【補足資料3】

- ③ 「入札参加資格者をおおむね 50 者程度確保するなど、競争性に十分配慮した地域要件を設計金額に応じて設定する」との方針は、地域の実情及び建設業界の実態と乖離している。

この方針は参加者が多ければ競争性が確保されるという考え方であり、現行の入札制度下での受注競争により、施工実績を有する地域建設企業が固定化・減少傾向にある状況においては、**品質確保を始め地域のインフラを維持管理する担い手の確保する観点から、競争性のみを過度に重視するのではなく、工事の内容、規模、それぞれの地域の実情等を考慮する必要**があると考え。【補足資料4】

- ④ 「企業の同種・類似工事の実績に関する要件、企業の同規模工事の実績に関する要件、配置技術者の資格要件に関する要件等については、原則設定しない。なお、特殊又は難易度の高い工事には例外的にこれらの要件を設定することができるとするが、その場合は厳格に運用する」との方針は、競争性を高めるための偏った考え方であり、現に、公共調達に最も必要な品質の確保や安全管理などの施工体制が十分でない事案が発生している。

競争性の確保が必要であることは言うまでもないことであるが、**公共調達においては、品確法が規定する品質の確保を最優先に、企業を公正に評価し不良不適格業者の排除等に配慮したバランスある適切な運用が必要**である。

2 地域建設業の社会的役割

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、地域防災の重要性は年々高まっている中で、**地域建設業は危機管理産業として地域の雇用を確保しながら、災害時の初動対応を始め、除雪作業、道路施設、河川・港湾施設等の社会インフラの維持管理など地域の安全・安心の守り手として重要な社会的役割（使命）を果たしている**。本来、これらの業務は行政が直営で実施していた時代があったように法的には行政の責務であり、地域建設業はその実務を請負という形式はとっているものの**公務執行の代理者**も言える。

また、過疎・中山間地域における建設業は、地域の基幹産業として地域経済を支え、地域の雇用はもとより消防活動、地域の文化・伝統の継承などを通して**地域の維持・存続にも欠かせない存在**となっている。

3 地域建設業の現状と今後の見通し

(現状)

建設業界は平成 18 年の談合事件によって大きく社会的信頼を失墜してしまいましたが、談合と決別し猛省しながら不断にコンプライアンスの徹底に努めている。それ以降、東日本大震災での初動対応やインフラの復旧・復興事業の実施を始め、様々な社会貢献などにより県民の社会的信頼が徐々に回復されつつあると受け止めている。

平成 19 年の入札制度改革によって、それまで当たり前のように実施されてきた指名競争入札が全ての公共工事において廃止され、新たに条件付き一般競争入札が導入された。平成 20 年に少額工事を対象として指名競争入札が試行されたが、当初想定した手続き期間の短縮や応札者の確保にプラス効果が確認できなかったこと、また地域性や施工実績等の条件で指名業者を選定する傾向が見られたことから、現行のままとされ現在に至っている。

経営状況については、平成 23 年の東日本大震災が発生するまでの間、一般競争による行き過ぎた受注競争と仕事量の減少とが相まって低価格での受注状態に陥り、倒産や多くの企業で全国最悪の赤字状態が続いた。その後、復興需要や新潟・福島豪雨災害を始めとする自然災害や除染作業等の建設需要により経営状況は持ち直し急速に改善した。【補足資料 5】

しかし、大震災から丸 8 年が経過した現在、災害復旧工事と除染作業の完了に加え復興需要がピークアウトしたことにより、中通りと会津地域では既に震災以前の状況に戻りつつある。浜通りの復興需要も既に収束に向かい、**県全体の仕事量が年々減少していることで仕事量の地域間格差と受注できる業者とできない業者との企業間格差が顕在化している**。会津地域では調査基準価格を下回り失格となる応札が多発しており、**受注競争激化の様相を呈している**。

【補足資料 3、6】

また、建設業従事者の高齢化と大量退職、特に若年者の入職不足は深刻である。若年技術者を配置しても評価されないという実態は、若年技術者の育成・確保をより困難としている。さらに、**働き方改革、生産性向上、処遇改善、建設業の広報など取り組むべき課題が山積している**。

【補足資料 7】

(今後の見通し)

人口減少の進行により若年入職者を始めとする担い手の確保の深刻化が懸念される。仕事量の面では、国の国土強靱化 3 年緊急対策により当面の仕事量は多少上積み確保されるものの、国・県から中長期的な投資計画が示されないため、将来を見通すことができず不安感が大きくなっている。その一方、社会資本の老朽化に伴う長寿命化対策の建設需要は増加し、維持管理・修繕系予算の割合が相対的に拡大していくものと推測される。【補足資料 8、9】

また、諸課題への対応については、**若年技術者の入職やメンテナンス技術者の人材育成・確保を始め、長時間労働への対応、週休二日制導入などの働き方改革、ICT 活用による生産性の向**

上、処遇改善などに積極的に取り組まなければならない。さらに、廃業、企業の合併、協業化、経営規模の縮小、事業承継など、企業の健全経営、維持・存続に向けた新たな局面を迎える。

4 地域の守り手である地域建設業が健全経営を継続していくために

仕事量が減少すれば受注競争の激化を招き、最低制限価格、又は低入札調査基準価格付近での落札になることは必至である。大震災前の建設業界が疲弊していた実態を教訓とすれば、「地域建設業の健全経営なくして地域の安全は守れない」ことは明らかである。新潟・中越地震が発生した当時の新潟県泉田知事は、会見の場で同様の主旨を発言しており、全国に先駆けて最低制限価格の引き上げと1億2千万円未満の工事を対象とした指名競争入札を導入している。

【補足資料 10】

また、地域の守り手である地域企業が雇用を守りながら健全経営で維持存続するためには、毎年の経営計画が立てられるよう安定的に受注し、適切な施工体制の下で適正な利益が確保でき、納税や機械保持、人材の育成・確保、技術開発が可能なサイクルが必要となる。従業員の高齢化が深刻な南会津地域では、除雪作業に70歳代の従業員が従事せざるを得ない状況にある。また、技術者を始め建設従事者が減少すれば地元業者だけでは対応できなくなる恐れがあり、管外、あるいは県外業者に発注せざるを得なくなり、地域の活性化につながらない状況を招きかねない。つまり、必要な仕事量が安定的に確保され、地域の実情に応じた入札制度と担い手3法の適切な運用とが車の両輪として一体的に機能することが必要である。その意味において、入札制度は企業の存続の根幹に関わる問題であると同時に、地域の安全安心を守る社会システムの問題とも言える。【補足資料 11、12】

5 公共調達としての建設工事の入札制度

公共調達は公共機関が入札によって民間から様々な物品やサービスを購入することであり、透明性、競争性、公正性が求められることは言うまでもない。特に現地での単品生産である建設工事による公共調達にはこれに加えて品質の確保は最も優先されるべき絶対的要件である。

一方で、「建設工事は税金を使っているから安いに越したことはない」という主張や、「入札には誰でも平等に参加させた方が良い」、「多くの入札参加者で自由に競争すればするほど公平で良い業者が選択できる」という旧態依然の意見が一部にある。これらの意見は、公正性や品質確保等の担い手三法の観点から欠如した自由競争最優先の考え方であって、行き過ぎた価格競争を招き、ダンピング、安全管理の不備、不適切な施工による粗雑工事等を誘発したこれまでの事実を教訓としなければならない。

このような状況を解消すべく、また将来における社会資本の適切な維持管理・更新等の重要性の高まりや、災害対応等の地域建設業の社会的役割が重要視される中で、平成26年6月「公

共工事の品質確保の促進に関する法律」いわゆる品確法が改正された。この法改正により、災害対応、中長期的な担い手確保、適切な施工による適正な利潤の確保等を図ることを目的として、予定価格の適正な設定、ダンピング受注の防止等が発注者の責務として明記された。また、地域建設業の存続の観点から「発注者は入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、**地域の実情に応じた多様な入札方式を選択できる**とされた。【補足資料2】

さらに、今年6月に成立が見込まれている「新・担い手3法」においても、地域建設業の災害対応時の配慮や、指名競争入札の導入等が盛り込まれている。

6 入札制度に求めること

本県は中・浜・会津の地域別に気候、風土、人口、産業構成、経済規模、企業数等、それぞれ実情は様々であるが、いかなる状況にあっても地域を守る体制は将来にわたって安定的に確保されなければならない。その意味で、**地域の守り手である地域建設業が健全経営の下で安定的に地域を守り続けられるよう、地域の実情に応じた入札制度が求められる。**

平成19年に一般競争入札が導入されて以降、現行の総合評価について地域性への配慮、評価項目と加点の見直し、一般土木と舗装工事についての地域密着型の新設、低入札対策等、少しずつではあるが改善されてきた。

しかし、これまでの見直しは全て「入札等制度改革に係る基本方針」に基づく一般競争入札の範囲内であり、その地域になくってはならない企業が施工能力があるにもかかわらず、過度な競争性の重視や持ち点の固定化によって受注したくとも受注できないという問題は残念ながら解消されていない。これは限られた評価項目とその加点だけで評価する総合評価の限界であると考えている。言い方を換えれば、同じ工事であっても評価項目と加点数が変われば、評価結果が異なることも十分あり得るということである。

また、建設工事による公共調達のための入札制度には、「発注者は良質なインフラが調達でき、受注者は適切な施工で適正な利益が得られ、ユーザーは良質なインフラサービスを楽しみ、その結果として地域の安全・安心が確保できる」という全体の最適化が求められる。

このような認識の下で、意見は以下のとおりである。

① 入札制度には地域を守るという理念が必要である

強い者だけが勝ち残り、昔から1社で地域を守ってきた企業が存続できずに廃業を余儀なくされるような入札制度であってはならない。つまり、**入札制度は公共調達的手段であって、地域の建設業が健全経営の下で地域を守る社会システムを安定的に継続できる制度であることが求められる。**言い換えれば、地域の守り手である地域企業が過度な競争性の重視や持ち点の固定化により、地域に密着した工事を受注したくとも受注できずに、地域の安全・安心を確保するた

めの災害対応、除雪作業等ができなくなるようでは本末転倒である。仕事量が減少し企業が淘汰されるのはやむを得ないものの、万一、地域を守る企業がいなくなった場合には、行政は管理者の責務として代替の手段を講じなければならない。したがって、そうならないように「**地域の安全・安心は地域で守る**」、「**地域のインフラの維持管理は地域が担う**」という考えを入札制度の基本理念とし、「**担い手3法**」の主旨に則り、**品質確保を最優先とし、透明性、競争性、公正性等、それぞれ全体の整合性、最適化を図ることが必要である。**【補足資料 11】

② 人口減少社会においても地域の安全・安心が確保できる入札制度とすること

一例として、県と災害時における応援協定を締結している（一社）福島県建設業協会の会員企業が不在（0社）の町村は12町村（6町6村）、1社のみは16町村（9町7村）あり、（一社）福島県建設業協会会員企業が不在の災害対応空白の町村数は北海道に次いで全国2番目に多い。

特に、過疎・中山間地域ほど高齢化と人口減少が深刻であり、技術職員がいない町村や（一社）福島県建設業協会会員企業も不在か極めて少ないのが実態である。県民の安全・安心の確保は地域建設業が背負う問題というより、むしろ行政の責務として捉えるべき重要な問題である。

【補足資料 13】

したがって、**地域防災の重要性が高まっている中、発注者は、迅速性、信頼性、住民サービスの向上等の観点から、地域の実情を熟知した企業が地域密着型工事や小規模な修繕工事、維持管理業務等を受注できるよう環境を整備する必要がある。**

③ 透明性、競争性、公正性、品質の確保の全体のバランスに配慮すること

総合評価における企業の評価について、**透明性の確保は、入札参加条件の設定を始め、審査基準、落札者選定手続き、その公表など恣意性の排除、談合防止の観点から、受・発注者双方が徹底しなければならない。**

競争性の確保は、工事規模、請負と維持管理業務、発注方法、地域性等に応じて適切に考慮されるべきである。価格競争に偏り過ぎず、定められた工期で安全に良いものをつくるという、公共調達本来の目的である品質確保と技術力に十分配慮することが必要である。

公正性の確保は、業界が抱える各種課題への対応を始め業界全体の発展や社会に貢献している団体の企業とその恩恵だけを受けている企業とは区別して適正かつ正当に評価されなければならない。県と災害応援協定を締結し、BCP（事業継続計画）に基づき経費をかけて常に非常時備えている団体の企業とそうでない企業との差別化も必要である。つまり、地域建設業の社会的役割や業界の実情を踏まえた倫理観が希薄で自社優先の企業は、安価な応札により行き過ぎた価格競争など業界に不用な混乱を招く事例が見られるため、総合評価での加点の見直しが必要である。また、限られた技術者数で手持ち工事量が多ければ技術者の技術力に差が生じる

ため、**手持ち工事量に応じた工事遂行能力についても適切に評価する必要がある。**

品質の確保は、公共調達物の品質及び耐久性が将来の維持管理コストを大きく左右するため極めて重要である。例えば、マイホームは一生の高価な買い物であり、経年劣化は避けられないものの、使用材料、構造、施工等に不具合や欠陥があってはならないが、同時期に新築した住宅であっても施工業者の違いで修繕時期は大きく異なる。公共調達も全く同様であり、**品質の確保は将来のコスト、安全性を考えると最も優先されるべき条件である。**

このため、工事成績、技術力、経営状況等、経営事項審査を活用するなど不良不適格業者の排除を徹底する必要がある。

以上のとおり、**建設工事による公共調達においては、会計法はもとより、品確法などいわゆる担い手3法の主旨に則り、工事の内容によって透明性、競争性、公正性、品質の確保の全体のバランスへの配慮が必要である。**

④ 最低制限価格、低入札の失格基準及び調査基準価格を引き上げること

品確法に規定されているとおり、適切に施工すれば適正な利益が得られなければならない。公共工事には予定価格制度があり、これは標準的な施工能力を有する建設業者が最も妥当な工法で施工する場合の標準的な価格であるが、これを上回る価格では落札できない仕組み（上限拘束性）となっている。そもそも受注者が暴利をむさぼることなどあり得ないのである。

また、発注者が積算基準に基づき算出した設計金額を正当な理由無く控除して低い予定価格を設定する、いわゆる「歩切り」はあってはならない。幸い、国、県発注工事で歩切りは行われていないが、一部市町村に見受けられる。

一方、**仕事量が減少すれば価格競争が激化し、企業は受注するために最低制限価格、又は低入札調査基準価格ギリギリの価格で応札せざるを得ず、仮に受注できたとしても適正利益が確保できずに経営を圧迫し、結果的に業界全体の疲弊につながりかねない。結果的に必要以上のコストダウンが粗雑工事や不安全な施工による労働災害・第三者災害を誘発し、県民の生命財産に大きな損失を与える事態を引き起こしかねない。**さらに、経営が悪化することで諸課題に取り組む余裕がなくなるだけでなく、従業員の処遇や下請業者等にも影響が及ぶことになり、社会的損失につながりかねない。

したがって、適正利益の確保を規定した品確法に基づき、落札率が少なくとも現行の94～95%となるよう、**最低制限価格、低入札の失格基準、調査基準価格の引き上げが必要である。**ちなみに、現在、被災3県には復興係数による諸経費の割り増し措置があり、措置無しに比べて、工事費ベースで8%から10%高くなっている。これは単年度毎の措置であるため、措置が切れた場合その影響は計り知れない。【補足資料14】

なお、平成29年9月29日付けの総務省と国土交通省連名の「総合評価落札方式による入札

における適切なダンピング対策の実施について」文書では、失格基準価格を低入札調査基準価格に近づけ、適正な施工の実効性を確保することとしている。

委託業務においても、予定価格や最低制限価格等が同様に定められており、平成 29 年度の県発注業務委託の平均落札率は 91.79%と工事請負契約と比べ厳しい競争状態にある。仕事量の減少傾向が続いていた東日本大震災以前の平成 21 年度、22 年度は 89.59%、89.22 と 90% を切るさらに厳しい状況にあった。今後、測量設計業者は復興需要の収束にともない仕事量が減少すれば参入する業者より廃業する業者が上回り、建設産業の川上を担い郷土を守り創る地域産業の衰退が危惧される。

また、近年、激甚化する災害や長寿命化に対応するための技術指針の見直しや多様化が急激な勢いで進んでいる。

さらに、ICT 施工の進展に伴い、3 次元測量、設計・施工、維持管理までのデジタル化による一貫した管理など日々進歩する技術や ICT 機器を導入する必要がある。

建築設計においては、建築物の安全性や環境対策に対応した建築関係法令への適合性が求められる。これらの体制を整えるには適正な利益を確保し、必要な人材の確保・育成と最新の機器導入に投資することが不可欠である。

測量、設計（建築設計を含む）等の品質を確保し、災害により強く、永く安心して使用できる社会基盤の整備を続けていくには、業務委託の落札率が請負工事と同様に 94～95%となるよう、最低制限価格等を引き上げることが必要である。

⑤ 施工体制と品質が確実に確保されること

残念ながら毎年、不適合工事や遅延工期などの事案が発生している。その場合、修補命令、延滞金納入、指名停止処分等に対応しているが、そもそもこのような事案が生じないよう、**予め入札方法や参加条件等の入札手続きは工事規模、内容、難易度、実績等に応じて適切に決定される必要がある。そのためには、施工能力、配置予定技術者、企業経営状況等について経営事項審査（経審）を活用するなど審査を厳格化し、不良不適格業者を徹底的に排除する必要がある。また、施工体制台帳において技術者の併任をコリンズなどのデータベースを活用し厳正にチェックすることが必要である。**

建設工事は単品受注生産、現地・屋外生産であり、条件が異なるそれぞれの現場で、工程に合わせて労働者、資材、機械などを組み合わせで調達しながら生産している。このため、電化製品や自動車等のように規格品として大量生産によって供給される製造品とは異なり、予め製品の良否を判断して購入することはできない。

また、公共調達物は工事が終わった時点でその品質の良否を判断せざるを得ず、耐久性の優劣までは判断できない。しかし、今後は本格的なインフラの維持・更新時代にしっかりと対応する

ため、**耐久性についても適切に評価されるべきである。**

したがって、発注者は過去の実績から橋梁等の公共物の耐久性を評価できるよう、竣工から点検・診断、補修工事、施工者等の履歴をICTを活用してデータベース化し、将来の企業の適正な評価に活用できるよう環境整備する必要がある。また、公共インフラのデータベース化は仕事の効率性を飛躍的に向上させ、働き方改革、生産性の向上にもつながる取組である。

⑥ 大規模工事について県内企業を活用すること

大規模工事や高度な技術力を必要とする工事についても、県内企業の技術力の向上や将来のメンテナンスに対応できる企業の育成等の観点から、県内企業を積極的に活用する必要がある。

具体的には、**地元企業を構成員とする共同企業体（JV）の活用を図る必要がある。**

⑦ 誤りをなくすため、審査書類、入札契約手続きを簡素化すること

入札手続きは、入札参加者に手続きの誤りがあれば、規定が厳格に適用され「失格」となる。しかし、**発注者の誤りによって、本来であれば落札・契約できたはずの企業が受注できない事例が散見される。**受注できなかった企業にとっては、その後の応札において評価されるべき受注実績が評価されずに不利益を被ることになり、まさに逸失利益に該当する深刻な問題である。

したがって、発注者としても入札契約手続きに誤りが生じないよう、しっかりとチェック機能を強化するとともに、受・発注者双方に不用な誤りが生じないよう、審査書類や手続きの簡素化が求められる。

⑧ 企業を適正かつ正当に評価すること

総合評価における企業の評価については、**業界が抱える各種課題への対応を始め業界全体の発展や社会に貢献している団体の企業とその恩恵だけを受けている企業とは区別して適正かつ正当に評価されなければならない。**県と災害応援協定を締結し、BCP（事業継続計画）に基づき経費をかけて常に非常時に備えている団体の企業とそうでない企業との差別化も必要である。つまり、地域建設業の社会的役割や業界の実情を踏まえた倫理観が希薄で自社優先の企業は、安価な応札により行き過ぎた価格競争を招き、業界に不用な混乱を招く事例が見られるため、総合評価での加点の見直しが必要である。また、建設業のイメージアップは重要であるため、工事中の住民とのトラブルだけでなく、一般ユーザーとのトラブル、元請け・下請け間のトラブル、不誠実な工事などを評価する仕組みが必要である。

⑨ 恣意性の排除と談合防止を徹底すること

業者の選定に恣意性はあってはならないし、受注調整などの談合は論外である。そのため、

審査基準およびその運用基準の明確化、電子入札、経営事項審査（経審）の活用等、入札契約の適正化の徹底が求められる。

⑩ 一部工事に指名競争入札を導入すること

既に述べたように、その地域になくってはならない企業が施工能力があるにもかかわらず、過度な競争性の重視や持ち点の固定化によって受注したくとも受注できないという問題は残念ながら解消されていない。これは**限られた評価項目とその加点だけで評価する総合評価の限界である**と考えている。

また、強い者だけが勝ち残り、昔から1社で地域を守ってきた企業が存続できずに廃業を余儀なくされるような入札制度であってはならない。つまり、入札制度は公共調達的手段であって地域の建設企業が若手技術者を安定的に育成・確保しながら、健全経営の下で地域を守る社会システムを安定的に継続できる制度であることが求められる。このためには、施工能力があるにも拘わらず、地域にとって無くってはならない企業が**持ち点の固定化によって受注できないという現実を解消する必要がある**。

したがって、「地域の安全・安心は地域で守る」、「地域のインフラの維持管理は地域が担う」という基本理念の基に、品質の確保を最優先とし、透明性、競争性、公正性等のバランスに十分配慮した上で、迅速性、信頼性、住民サービスの向上等の観点から、**地域の実情を熟知した企業が地域密着型工事や小規模な修繕工事、維持管理業務等を、さらには、特定工種（ため池、ほ場整備工事等）においては技術を有した企業が受注できる環境整備として、一部工事に指名競争入札方式を導入する必要がある。**【補足資料 15】

（一般土木工事は5千万円未満、建築工事は5千万円未満、舗装工事は3千万円未満、建築設備工事は3千万円未満）

⑪ 総合評価方式における評価項目及び配点の見直し

ア) 総合評価における実績、技術力、地域貢献、価格についての全体配分の見直し

イ) 評価項目及び加点の見直し

- ・ 工事成績の加点見直し（80点以上と、75点～80点未満の差別化）
- ・ 企業の手持ち工事量に応じた評価（手持ち工事量が多い企業を減点）
- ・ 配置予定技術者の加点評価（各種資格の加点を追加）
- ・ 企業の地域社会に対する貢献度評価に建設業振興の団体活動の重点評価として、災害時出勤実績と災害応援協定締結評価をそれぞれに個別評価するとともにその加点引き上げ、BCP（事業継続計画）策定企業の加点評価の追加
- ・ 入札参加者の所在地（同一市町村）の本店評価（加点の更なる引き上げ）

- ・ 65歳以上雇用企業の加点点評価
- ・ 県有公共施設の維持管理の実績を加点点評価
- ・ 品質確保等の確実性の評価（一律7点加点点）を発注方式種別に応じた重みを考慮した加点点評価

【補足資料 16】

⑫ その他

- ・ 技術を必要とする特定工種（ため池、ほ場整備等）における技術支援型JV方式の導入
- ・ 個社での対応が困難な地域など地域の実情に応じた維持管理体制の確保を図るための維持管理体制の確保（包括的共同受注方式の拡大・充実、地域維持型JV方式活用の導入）
- ・ 設計図書に対する質問期間を考慮した発注形態に応じた公告から応札までの期間の適切な確保

補 足 資 料

(自民党県議会 入札制度改革検討会)

目 次

【補足資料 1】	現行の入札制度	1
【補足資料 2】	入札制度における会計法と担い手 3 法	2
【補足資料 3】	会員企業受注状況（平成 30 年度県発注工事）	3
【補足資料 4】	福島県発注工事の平均入札参加者数の推移（一般土木・舗装・ 建築、一般土木・舗装・建築を除く主な工種）	5
【補足資料 5】	建設業の財務統計指標（平成 29 年度決算分析）について	7
【補足資料 6】	福島県発注工事の地域別契約金額の推移	8
【補足資料 7】	県内の建設業就業者数の推移	9
【補足資料 8】	福島県土木部予算の推移	10
【補足資料 9】	福島県の復興予算と通常予算の推移と今後	11
【補足資料 10】	最低制限価格に関する泉田新潟県知事の発言	12
【補足資料 11】	危機管理産業としての地域建設業の維持に向けて	14
【補足資料 12】	建設業 法人事業税課税額（地方法人特別税を含む）の推移	15
【補足資料 13】	増加する災害対応空白地域	16
【補足資料 14】	最低制限価格と低入札調査基準価格	17
【補足資料 15】	福島県発注工事の入札方式別契約状況（件数・契約金額）	18
【補足資料 16】	総合評価方式における評価項目及び配点に対する提案	19

現行の入札制度

入札等制度検証委員会

「福島県の入札等制度に係る検証と改革案」
(H18.12.20)

**指名競争入札の廃止と
条件付き一般競争入札の導入**

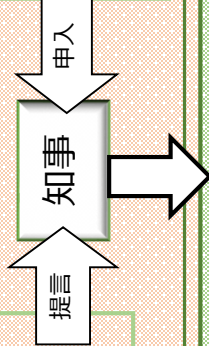
H18談合事件



福島県議会

「公共事業の適性な執行の在り方に関する調査特別委員会調査報告書」
(H18.12.14)

- ・ **条件付き一般競争入札を原則とした新しい入札制度を構築する**
- ・ 入札制度改革と並行して受け皿となる産業振興施策の充実
- ・ 入札の全般にわたる状況、入札制度や入札結果等の検証を行う等、議会のチエック機能強化



福島県行財政改革推進本部 入札等制度改革部会 ※副知事が部長
入札等制度に係る基本方針 (H18.12.28)

「全ての公共工事において指名競争入札を廃止し、条件付き一般競争入札を導入する。」

ただし、災害等緊急を要する公共工事に対応するため随意契約を行う場合は除く。

入札等制度監視委員会
(H19～)

意見聴取会

関係団体

福島県入札監視課長回答 (H28.2.5)

入札制度改革において、指名業者の選定に
あたり発注者の恣意が入らないようという
趣旨で採用されなかったという経緯がありま
すので、**透明性の観点から、資格を有する業
者側の自由判断により参加できる現行のシス
テムでいききたいと考えております。**

ふくしま建設業振興プラン
(H29.3月)

入札方式については、他県等の状況を詳細に
調査し、全国的な動向を把握した上で、
平成18年の入札等改革の趣旨を踏まえつつ、
そのあり方を広く検討していきます。

入札制度における会計法と会計法と担い手3法

(一社) 福島県建設業協会

品確法 (H26改正) に基づく
公共工事の契約

現行の入札制度による考え方

安ければいいという物品調達ของ考えが原点

会計法 (第29条の3)

- ・公共団体の契約は原則として一般競争入札による。
- ・公共調達は予定価格を定めて入札を行い、**予定価格以下で最も低い札を入れたものと契約する。**
- ※上限拘束性 (明治22年)

通常必要と認められる価格 (設計価格) = 予定価格

最低制限価格

(福島県の予定価格 → 87~92%)

※地方自治法施行令第167条の10第2項

低入札価格調査制度

※予算決算および会計令第85条

担い手3法による考え方

建設工事による公共調達は、
単品・現地・受注生産で、品質確保が不可欠

建設業法 (19条の3)

- ・注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために**通常必要と認められる原価**に満たない金額を請け負い代金の額とする請負契約を締結してはならない。

適正な利潤確保

品確法 (公共工事の品質確保の促進に関する法律)

- 将来にわたる公共工事の品質確保の促進
- 担い手の中長期的な育成・確保、適正な利潤確保
- 最新単価や実態を反映した予定価格の設定
- 行き過ぎた価格競争の是正
- 多様な入札契約制度の導入・活用

入契法 (入札及び契約の適正化に関する法律)

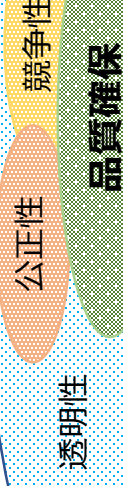
- 公共工事の入札契約の適正化
- ダンピング対策強化、歩切りの根絶
- 適切な背計変更の実施

基本方針の考え方

実際の運用



担い手3法に基づく考え方



(一社) 福島県建設業協会 会員企業受注状況

(平成30年度県発注工事)



会員企業受注状況(平成30年度県発注工事)

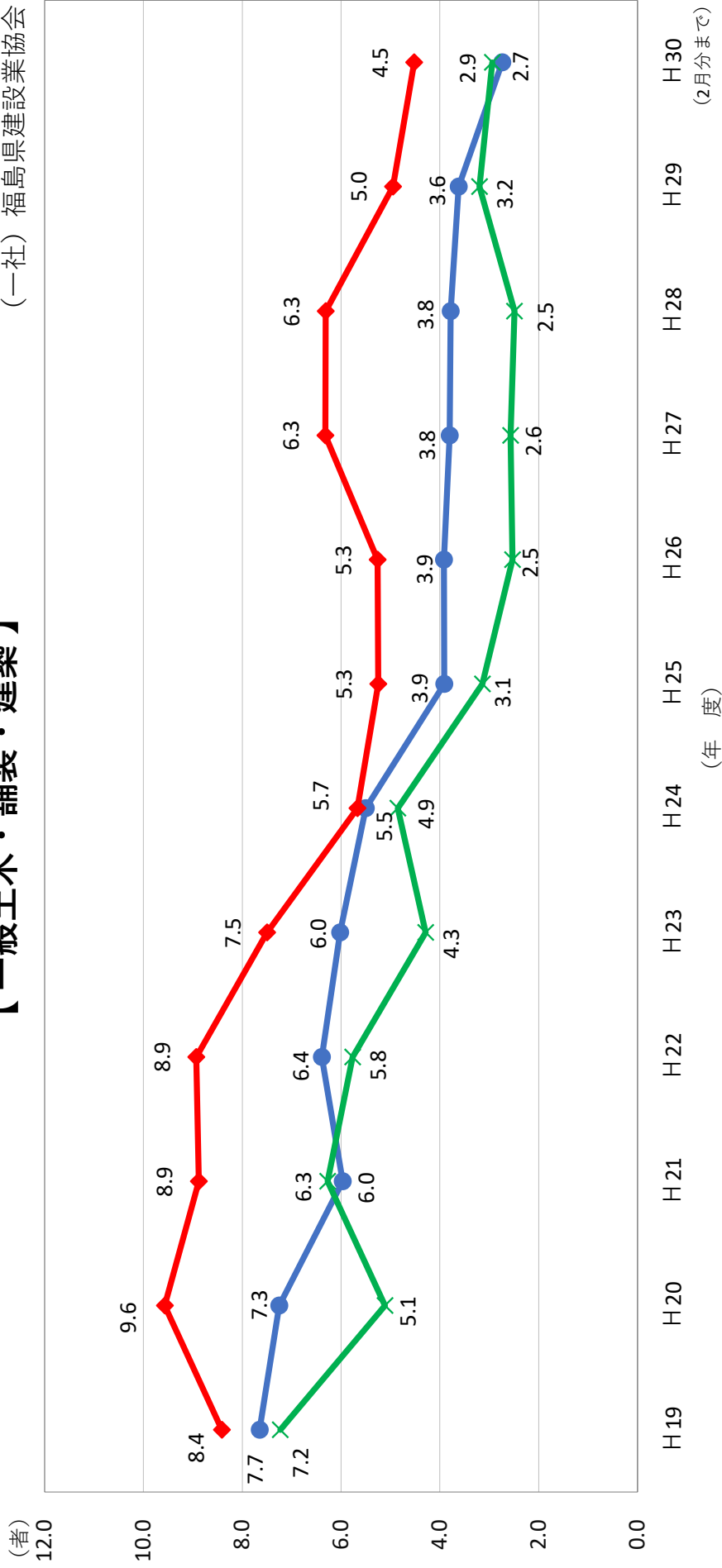
連協	支部名	会員数	工事受注		維持補修		除雪			
			あり (社)	なし (社)	実績 「あり」 (社)	実績 「なし」 (社)	実績 「あり」 (社)	実績 「なし」 (社)		
									(%)	(%)
県北	県北	45	35	10	20	2	23	2	23	2
	二本松	14	8	6	8	1	10	3	10	3
県中	郡山	32	22	10	11	0	11	2	11	2
	田村	7	7	0	7	0	7	0	7	0
	須賀川	15	14	1	9	1	6	0	6	0
	石川	8	8	0	0	0	0	0	0	0
県南	県南	23	15	8	8	1	3	1	3	1
	若松	22	15	7	5	1	10	2	10	2
喜多方	宮下	6	5	1	6	1	6	1	6	1
	喜多方	7	6	1	7	1	6	1	6	1
	猪苗代	5	5	0	4	0	3	0	3	0
南会津	田島	9	9	0	6	0	5	0	5	0
	山口	8	8	0	5	0	5	0	5	0
いわき	いわき	26	23	3	15	0	15	1	15	1
	相馬	10	10	0	4	0	7	0	7	0
相双	双葉	9	7	2	1	0	1	0	1	0
	合計	246	197	49	116	8	118	13	118	13

出典：(一社)福島県建設業協会
受注状況調査

※石川支部：県の維持補修・除雪については、組合で受注している為、個社の実績とはならない。従って、実績「なし」と表示。

福島県発注工事の平均入札参加者数の推移 【一般土木・舗装・建築】

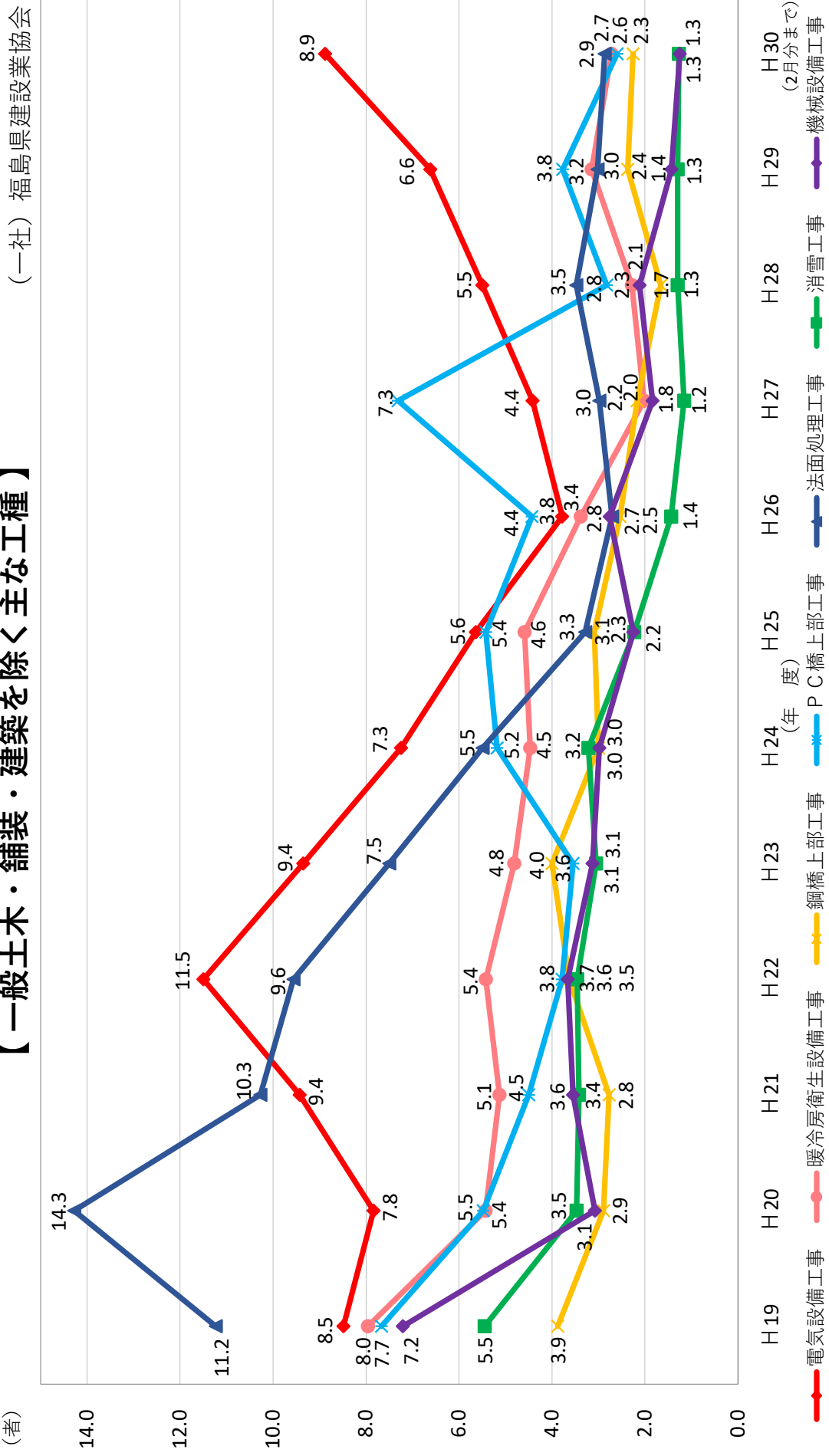
(一社) 福島県建設業協会



(出典) 福島県「県発注工事の入札結果」

福島県発注工事の平均入札参加者の推移

【一般土木・舗装・建築を除く主な工種】

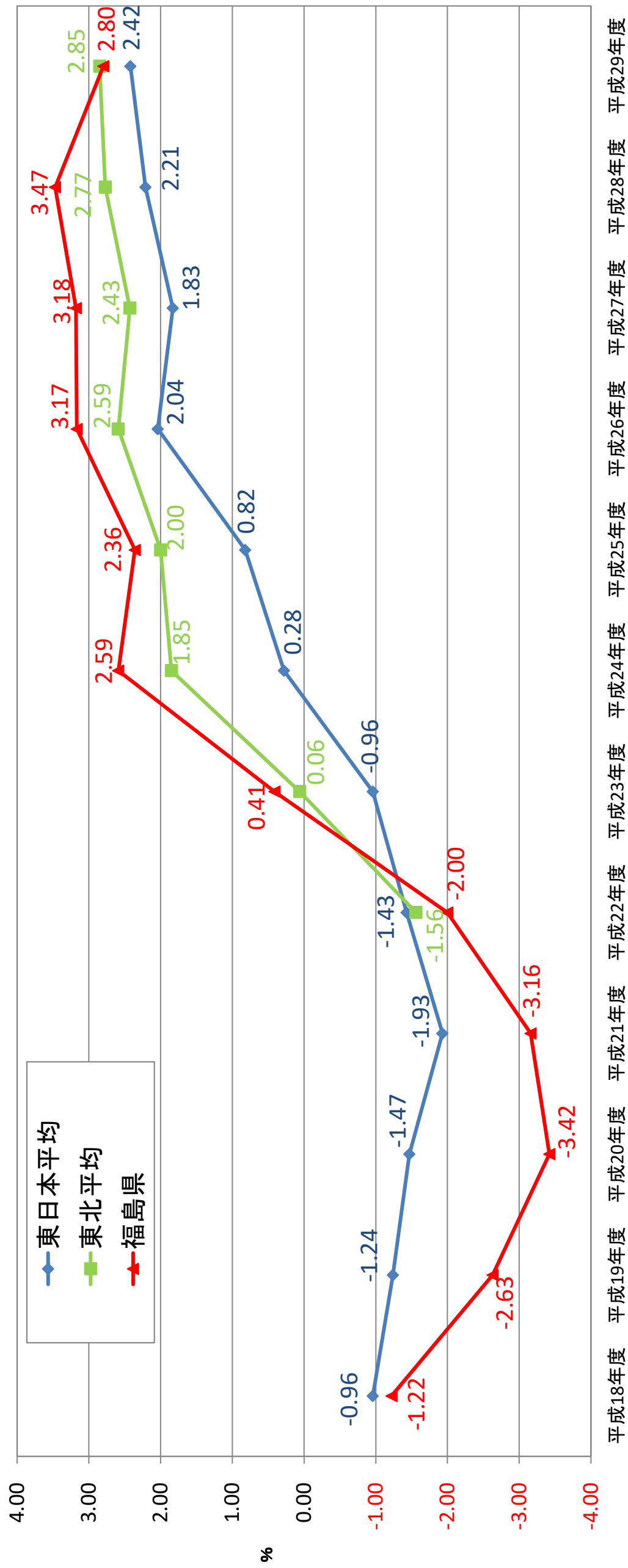


(出典) 福島県「県発注工事の入札結果」

(一社) 福島県建設業協会

建設業の財務統計指標（平成29年度決算分析）について

売上高営業利益率の推移（平成18年度以降） (一社)福島県建設業協会



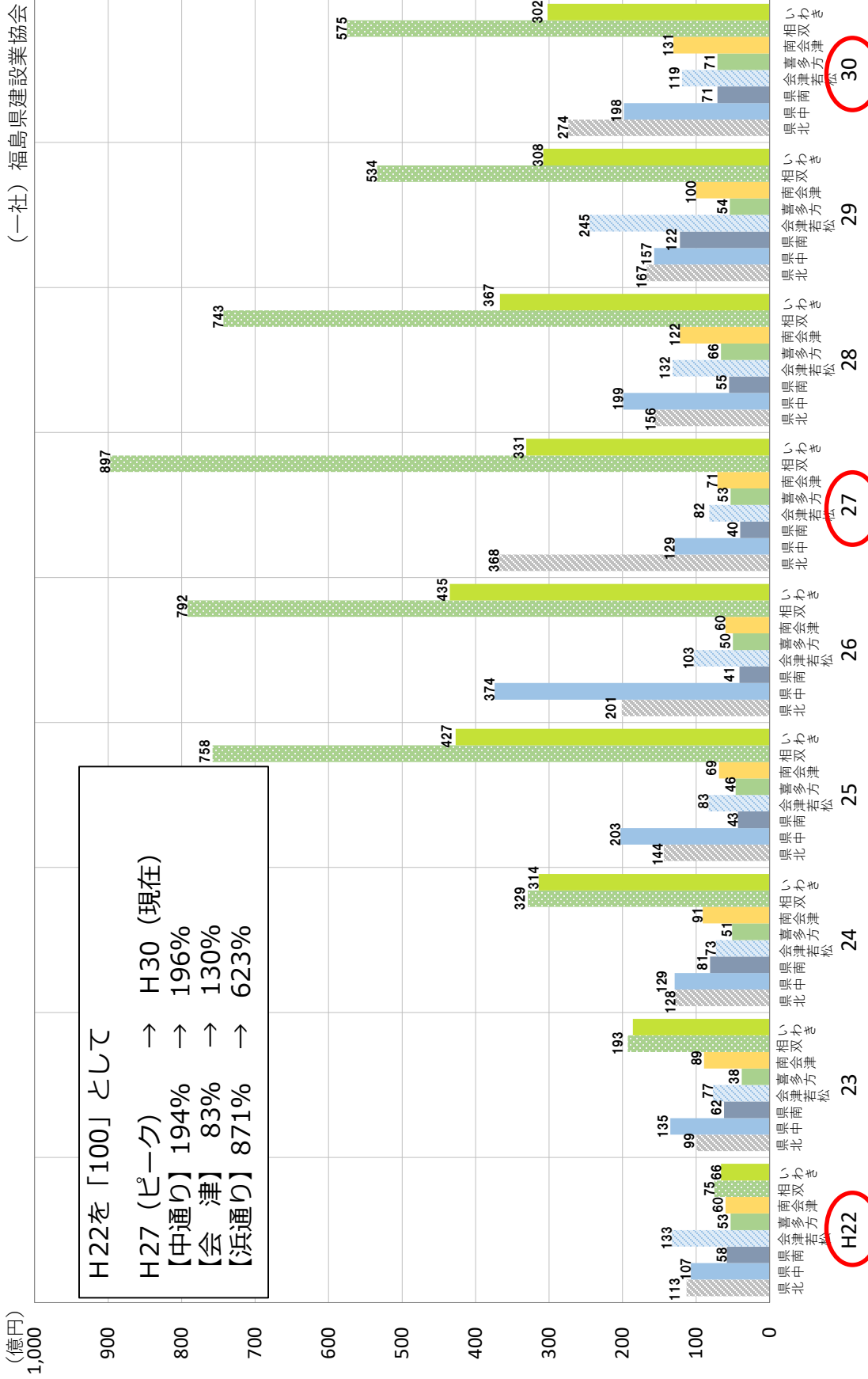
データ出所：東日本建設業保証㈱「建設業の財務統計指標」

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
東日本平均	-0.96	-1.24	-1.47	-1.93	-1.43	-0.96	0.28	0.82	2.04	1.83	2.21	2.42
東北平均	-	-	-	-1.56	-1.56	0.06	1.85	2.00	2.59	2.43	2.77	2.85
福島県	-1.22	-2.63	-3.42	-3.16	-2.00	0.41	2.59	2.36	3.17	3.18	3.47	2.80

※東北平均については、平成21年度以前は集計がない為、記載なし

参考値：財務省「法人企業統計調査」
 全国全産業 4.4 (4.0)
 全国建設業 4.2 (4.6)
 (前年)

福島県発注工事の地域別契約金額の推移



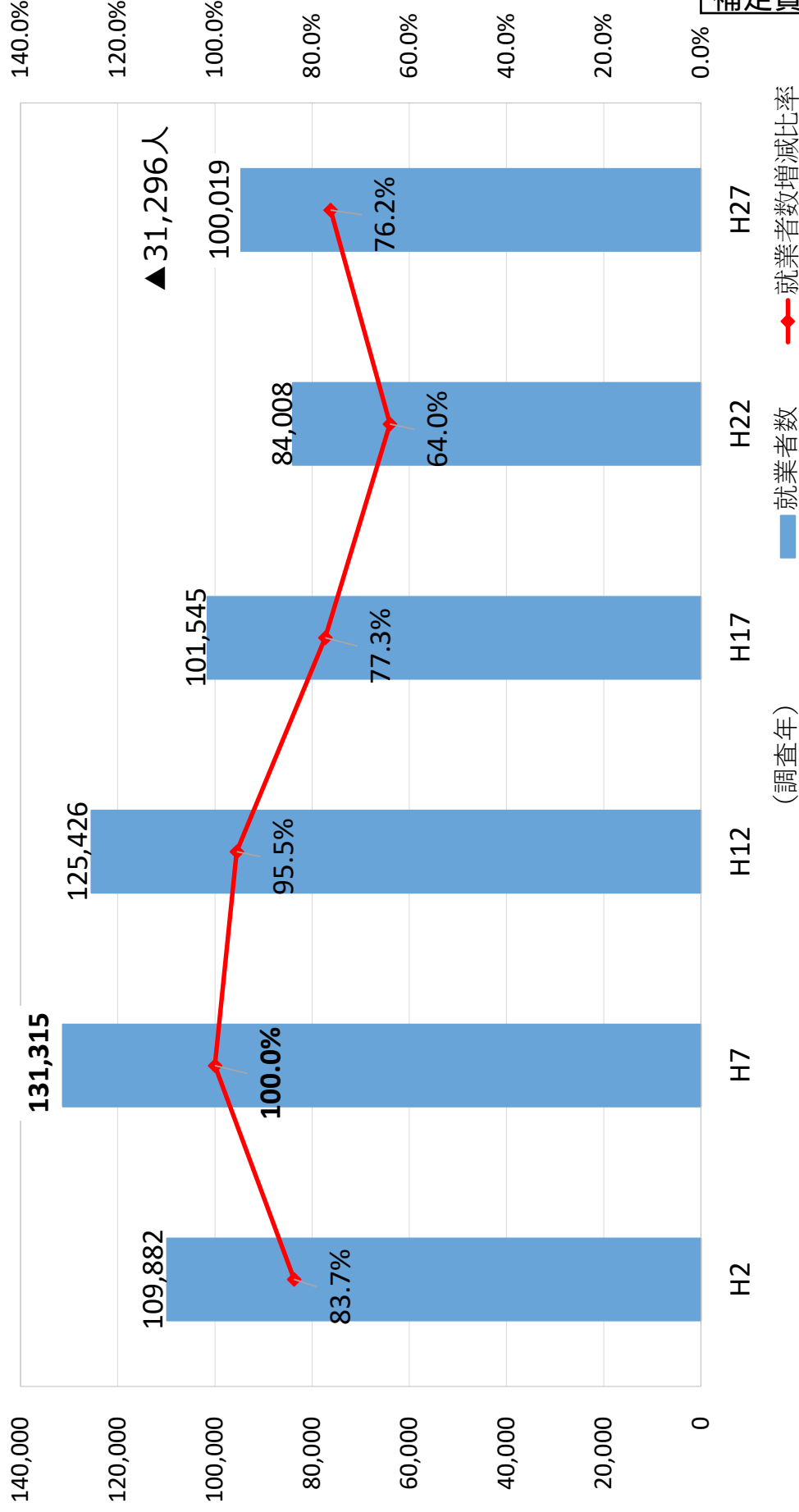
(出典) 福島県「県発注工事の入札結果」 (調査年度)

県内の建設業就業者数の推移

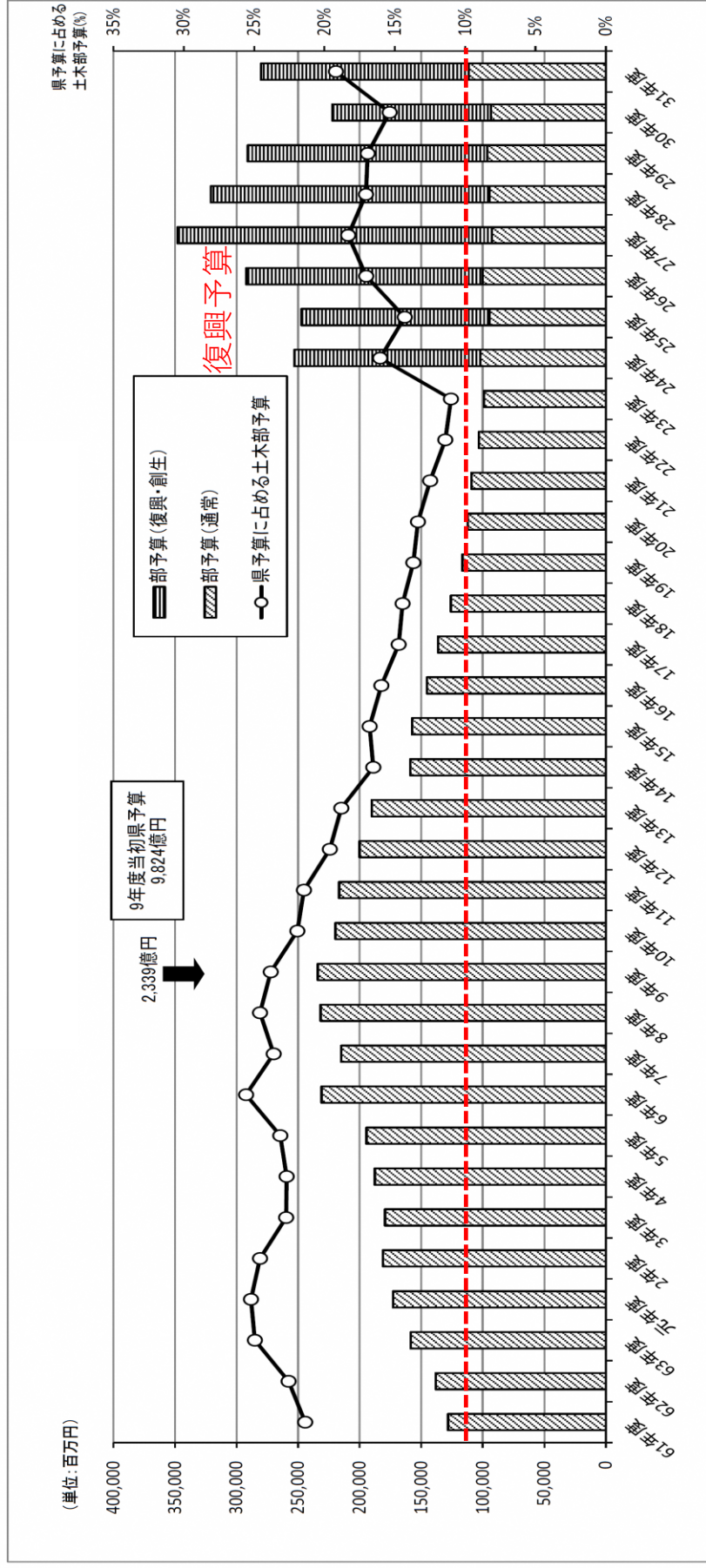
全体

(人) H7を100とする

(一社) 福島県建設業協会



福島県土木部予算の推移



H31通常予算は1,115億円 (うち、公共事業は773億円)

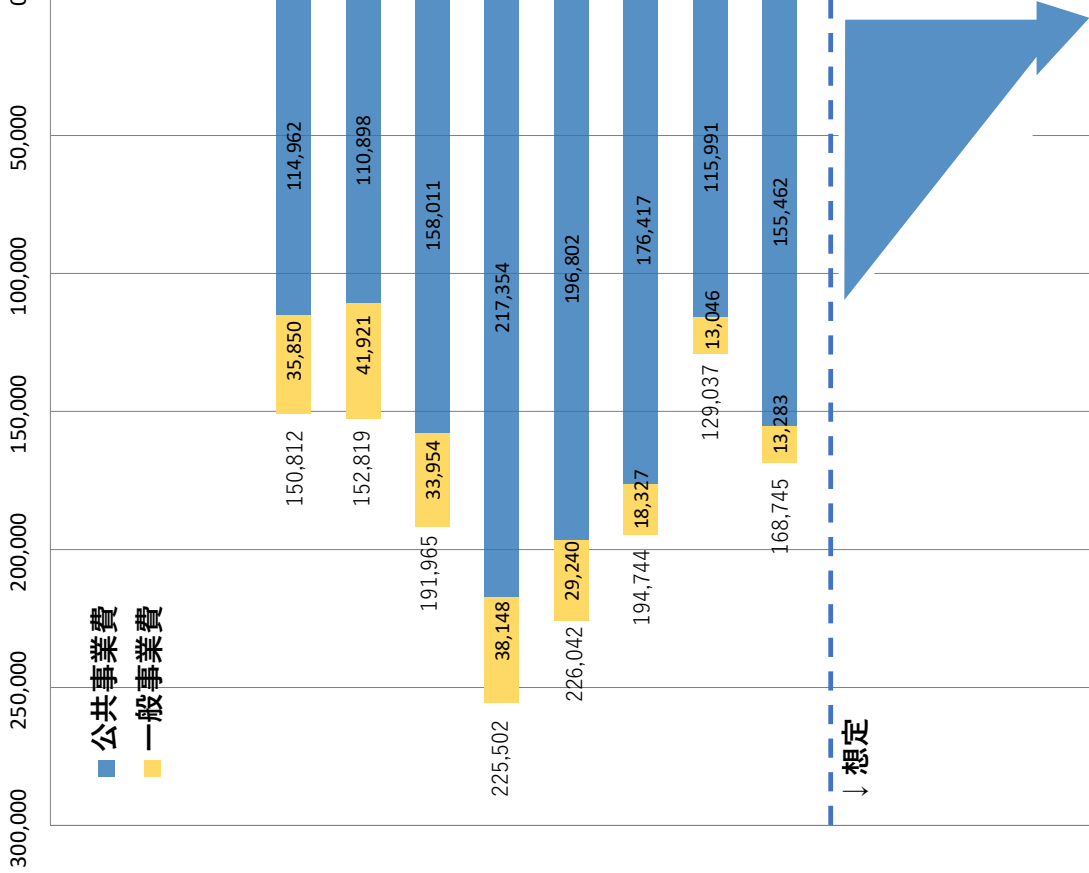
単位: 百万円

年度	61年度	62年度	63年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
土木部予算額	128,261	138,146	158,491	172,924	181,052	179,466	187,897	194,460	230,947	214,951	231,674	233,933	219,655	216,689	200,014	190,031	158,754	
県予算額に占める土木部の割合	21.4%	22.6%	24.9%	25.2%	24.6%	22.7%	22.7%	23.1%	25.6%	23.6%	24.6%	23.8%	21.9%	21.5%	19.6%	18.8%	16.5%	
土木部予算額	581,216	600,041	612,543	635,482	685,704	736,629	789,818	827,163	840,152	902,858	942,672	982,417	1,001,757	1,009,817	1,019,420	1,010,168	959,943	
土木部予算額	157,353	145,217	136,298	125,890	116,500	112,246	109,271	102,993	99,050	252,945	247,487	292,054	348,043	320,767	290,967	222,300	280,205	
県予算額に占める土木部の割合	16.8%	16.0%	14.7%	14.5%	13.7%	13.4%	12.5%	11.4%	11.0%	16.0%	14.3%	17.0%	18.3%	17.0%	16.9%	15.4%	19.2%	
土木部予算額	936,633	909,629	925,035	870,929	851,189	840,719	875,448	902,220	900,034	1,576,352	1,731,970	1,899,421	1,881,925	1,718,373	1,447,212	1,460,328		

福島県の復興予算と通常予算の推移と今後

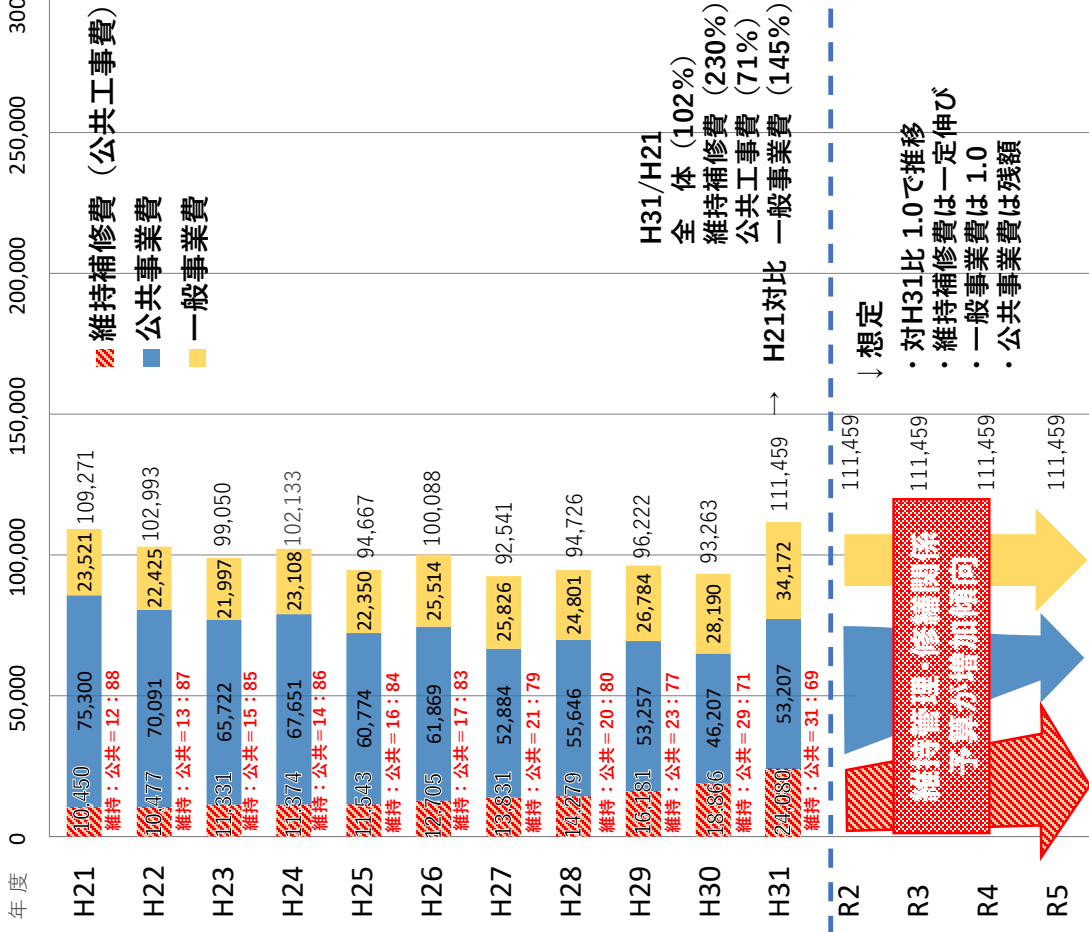
復興予算

(百万円)



通常予算

(百万円)



※H21～H31は福島県土木部データをグラフ化。R2以降は独自の想定
(出典) 一般社団法人福島県建設業協会

最低制限価格に関する泉田新潟県知事の発言

出典：公共工事入札における競争の限界と今後の課題
(日刊建設通信新聞社)

会見で興味ある話をされているので、次に紹介することとする(注1)。

まず、今回の最低制限価格の引き上げについては、

「今年の豪雪により、中山間地域を中心に、除雪体制の維持が相当限界であるということが実感として伝わってくる状況になっています。なぜそうなっているのかと言うと、平成19年以降、3年連続で建設業全体の経常利益がマイナスになっているということです。すなわち社員の皆さんの給料を払う、そしてまた減価償却費は支出をともなわない費用になりますので本来手元に流動資産として残らないといけないのですが、これを食いつぶしながら辛うじて経営を維持しているのが新潟県の建設業の実態です。したがって、やはり業界全体で経常利益がプラスにならなければ、今の体制は必ずどこかで破綻するわけです。約1%程度の経常利益のマイナスですので、これを埋めていかなければ、除雪体制の維持どころか地域社会の機能を維持することが困難になる、もしくはしわ寄せが中小建設業、加えて労働者の給料に跳ね返るといった形で地域の衰退が懸念されます。したがって、工事であれば予定価格が4億円未満、対象を中小建設業と想定しているわけですが、建設業がきちんと経営できる体制を構築するため、最低制限価格の引き上げを行いたいと思います」と説明されている。

次に、質疑に移り、「厚はこれまでに何度か(最低制限価格の)引き上げを行ってきて、さらに今回は1%上げます。1%上げるといったところの理由、意味をもう一度教えてください。また1%上

げること、どのくらいの効果があると考えますか」という質問に対し、知事は、次のように答えている。

「まず1%についてですが、建設業全体の経常利益のマイナス幅が1%くらいということになっていますので、やはり1%足りないということだと思っています。これによって、マイナスの部分をゼロ無くしていきたいと思っています。ただ、実施段階での様々なテクニカルな部分もあると思いますので、効果が出ることを期待しています」と答えている。

さらに、「一方で、100%にどんどん近づいていつているわけです。企業の競争性の確保という意味では『大丈夫か』という懸念もありますが、それについて知事はどう考えますか」という質問に対し、知事は、次のように答えている。

「本来であれば、(落札価格が)100%を切るというのはありえないと思っています。どういこうとかと言うと、適正な価格を調査して設計単価を定めているわけです。100%を切り続けるというのはどういうことかと言うと、必ず給与や利益などのどこかにしわ寄せが行くということです。デフレを助長する仕組になっているわけです。

本来であれば、100%を基準に一番近い人が落札するというのが私は筋だと思っていますので、企業の競争性という中で、安ければいいということにならないと思います。もうひとつは、産業政策の側面があるということです。例えば議会の中でも、『公契約条例(筆者注2)を定めてほしい』という

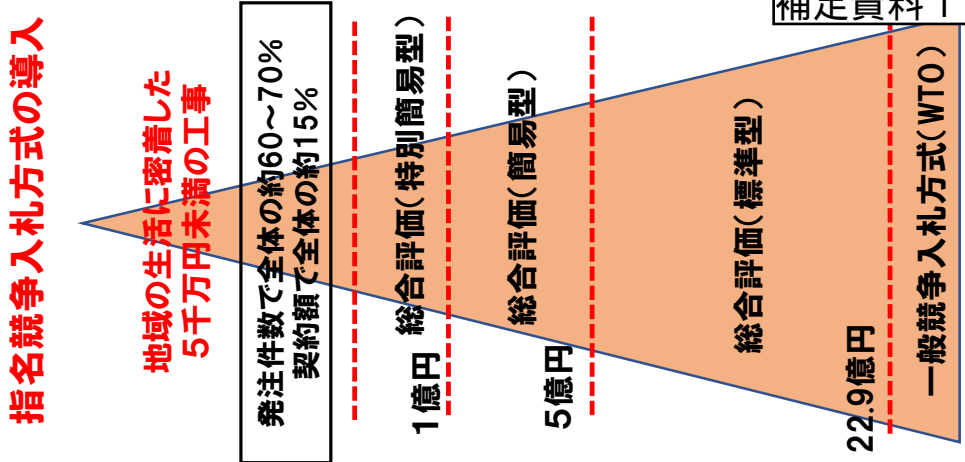
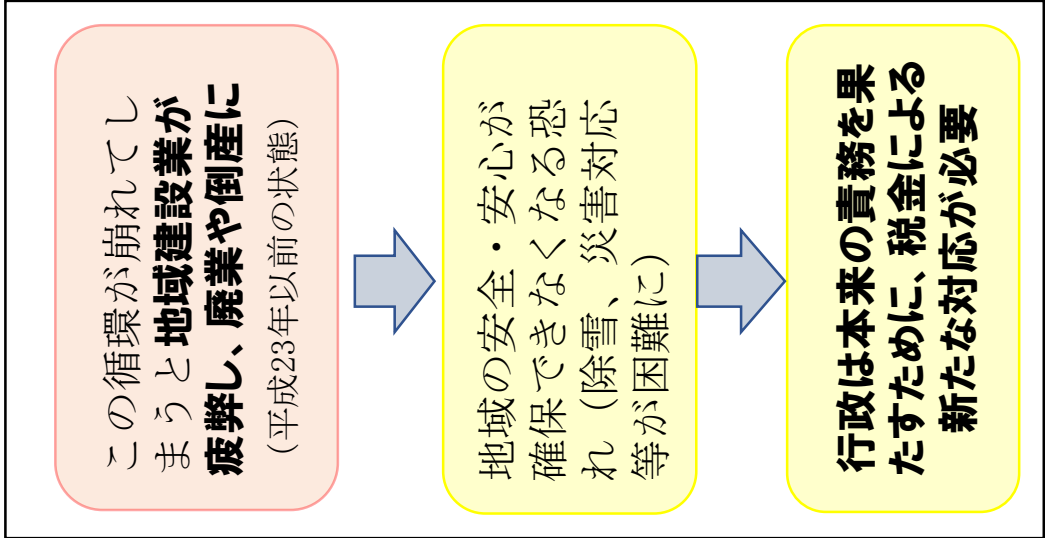
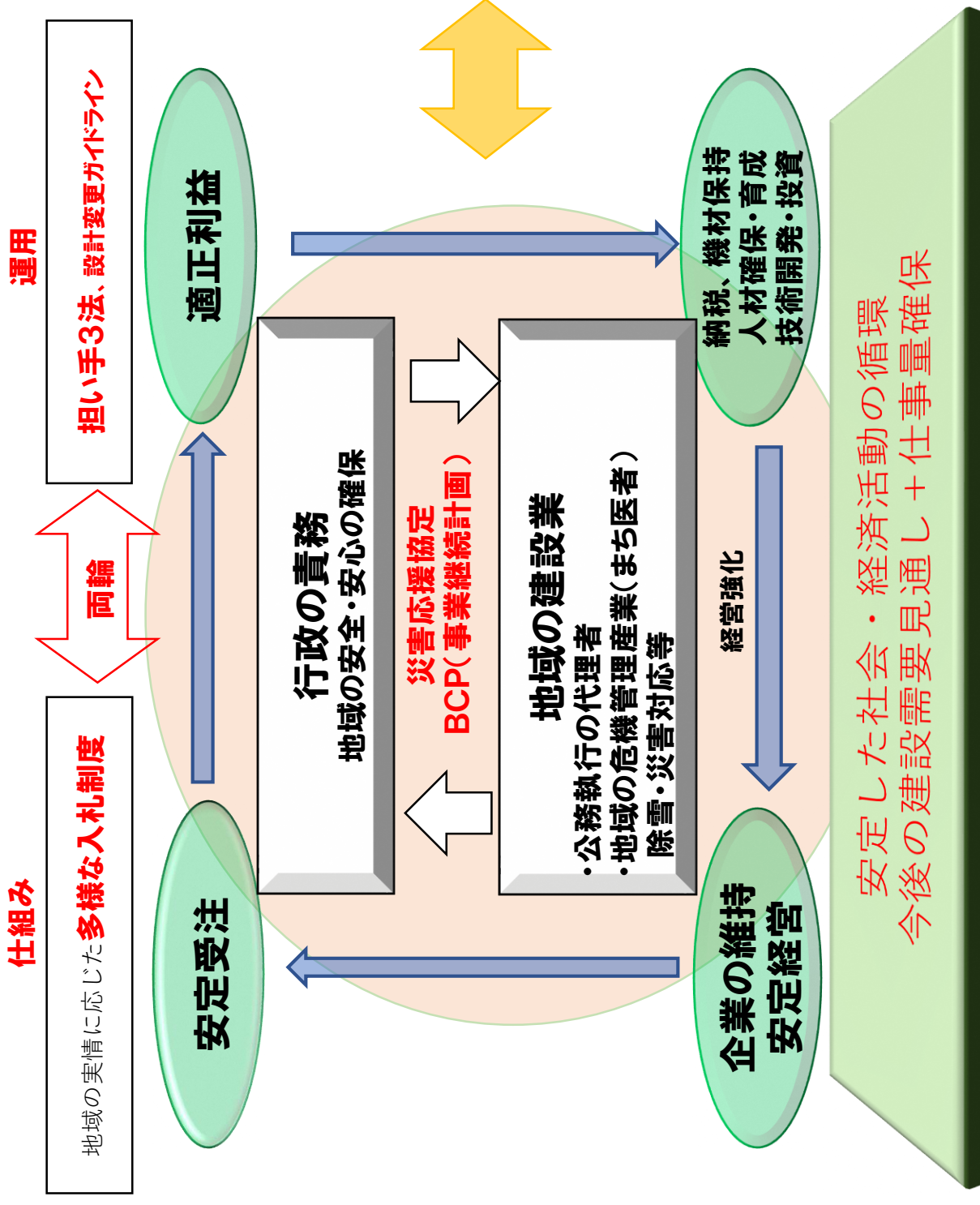
話が出ています。条約との関係(筆者注)と、現在の法体系は安ければいいような形になってい
 ますが、諸外国は必ずしもそうなっておりません。きちんと請け負ったところの給与水準は保証しまし
 う、という形でできています。それをどんどんしわ寄せしていくためだけの、マイナスの方だけに重
 きを置く考え方というのは間違っている。すなわち、納税者は同時に生産者でもあるわけです。社会
 全体の仕組みを壊していく方向に行くのはいかがなものか。国でも「そもそも100%が適正」といつ
 て計算しているのであれば、その前後で一番近い業者を落札者にすらという考え方も議論されてい
 るということも承知しています。もう一度、社会全体で考える必要があるのではないだろうか。

ちなみに新潟県は「新潟県中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する条例」を
 全会一致で制定しています。安ければいいという考え方はとらない。地域社会を維持するために必要
 なコストは、きちんと地況を優先して調達していくということで、コンセンサス(合意)ができてい
 ると思っております」と答えている。

以上、泉田新潟県知事の記者会見における説明と質問に対する答弁を紹介した。泉田知事は、建設
 業の集約および現在の入札制度、特に予定価格について、たいへんよく理解されており、この記者会
 見の内容を知って、こういう首長もおられるのかと驚いた。

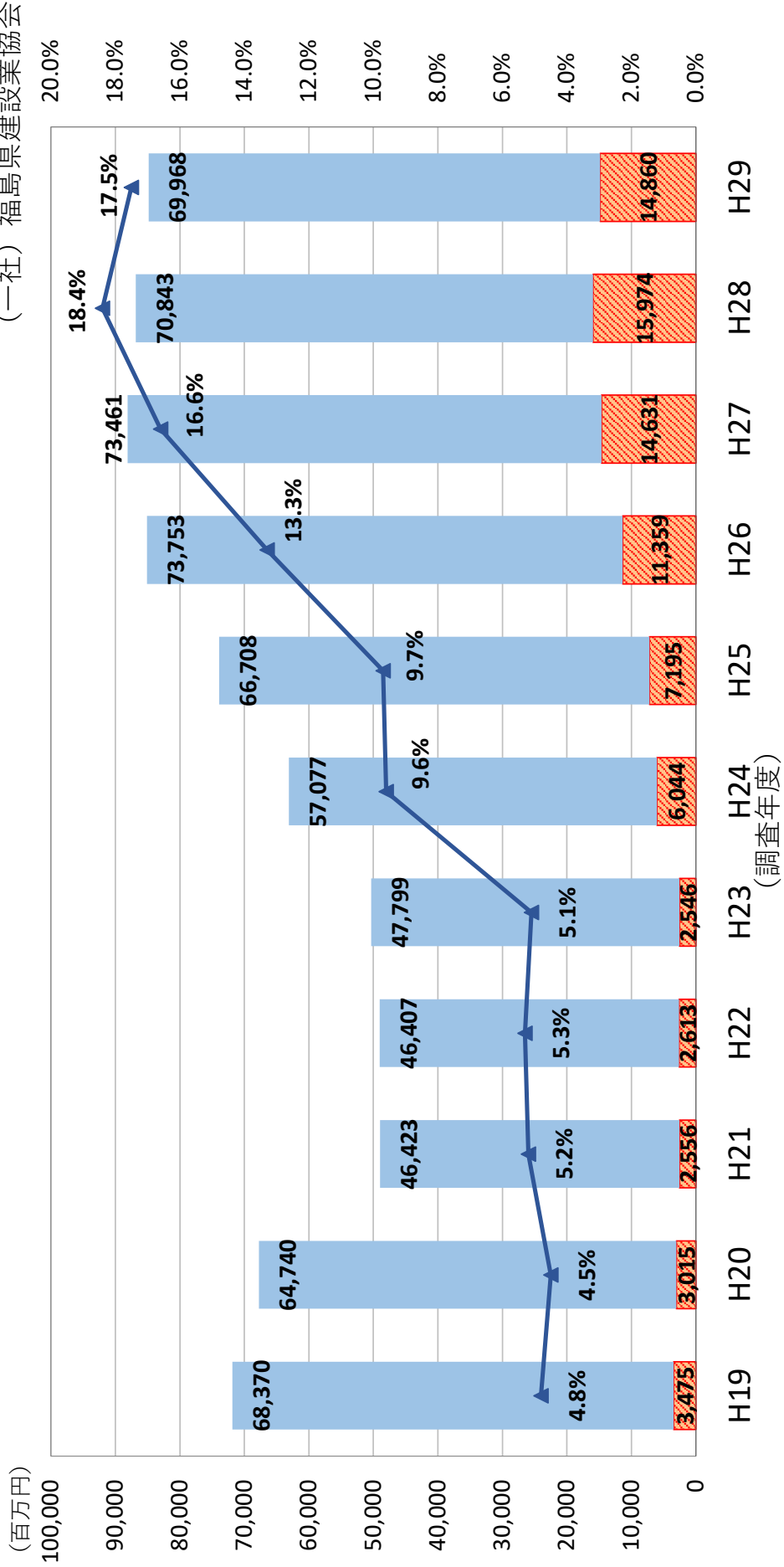
危機管理産業としての地域建設業の維持に向けて

(一社)福島県建設業協会



建設業 法人事業税課税額（地方人特別税を含む）の推移

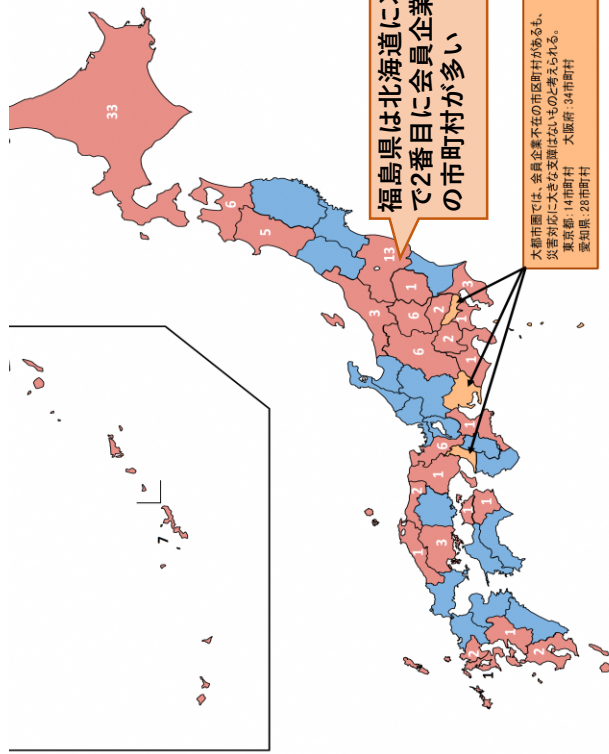
(一社) 福島県建設業協会



(出典) 福島県総務部税務課

増加する災害対応空白地域

全国の状況



福島県は北海道に次いで2番目に会員企業不在の市町村が多い

20自治体で技術者がいない
(10/31町、10/15村)

↓
 地域建設業が支えている
 ↓
 地域建設業が安定的に
 受注できる入札制度

人口減少社会において地域の
安全・安心をどう守っていくのか?



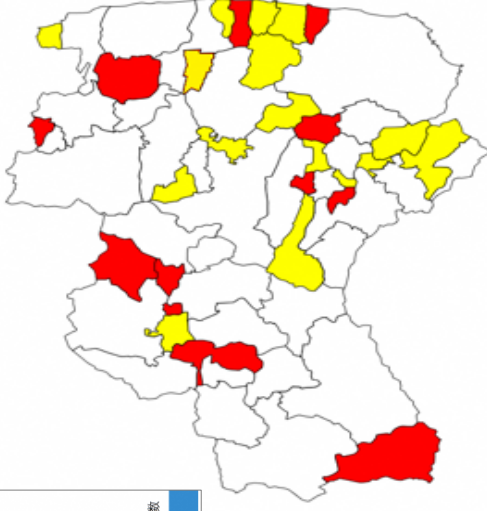
地域建設業は危機管理産業の担い手
公務執行の代理者としての社会的役割

福島県建設業協会会員企業の 不在状況から見た災害対応空白地域

会員企業が0社の市町村12町村(6町・6村)

(市区町村名)

伊達郡国見町・岩瀬郡鏡石町・石川郡平田村・西白河郡泉崎
 村・河沼郡湯川村・河沼郡柳津町・耶麻郡北塩原村・耶麻郡
 磐梯町・南会津郡檜枝岐村・相馬郡飯館村・双葉郡広野町・
 双葉郡大熊町



会員企業が1社の市町村16町村(9町・7村)

(市区町村名)

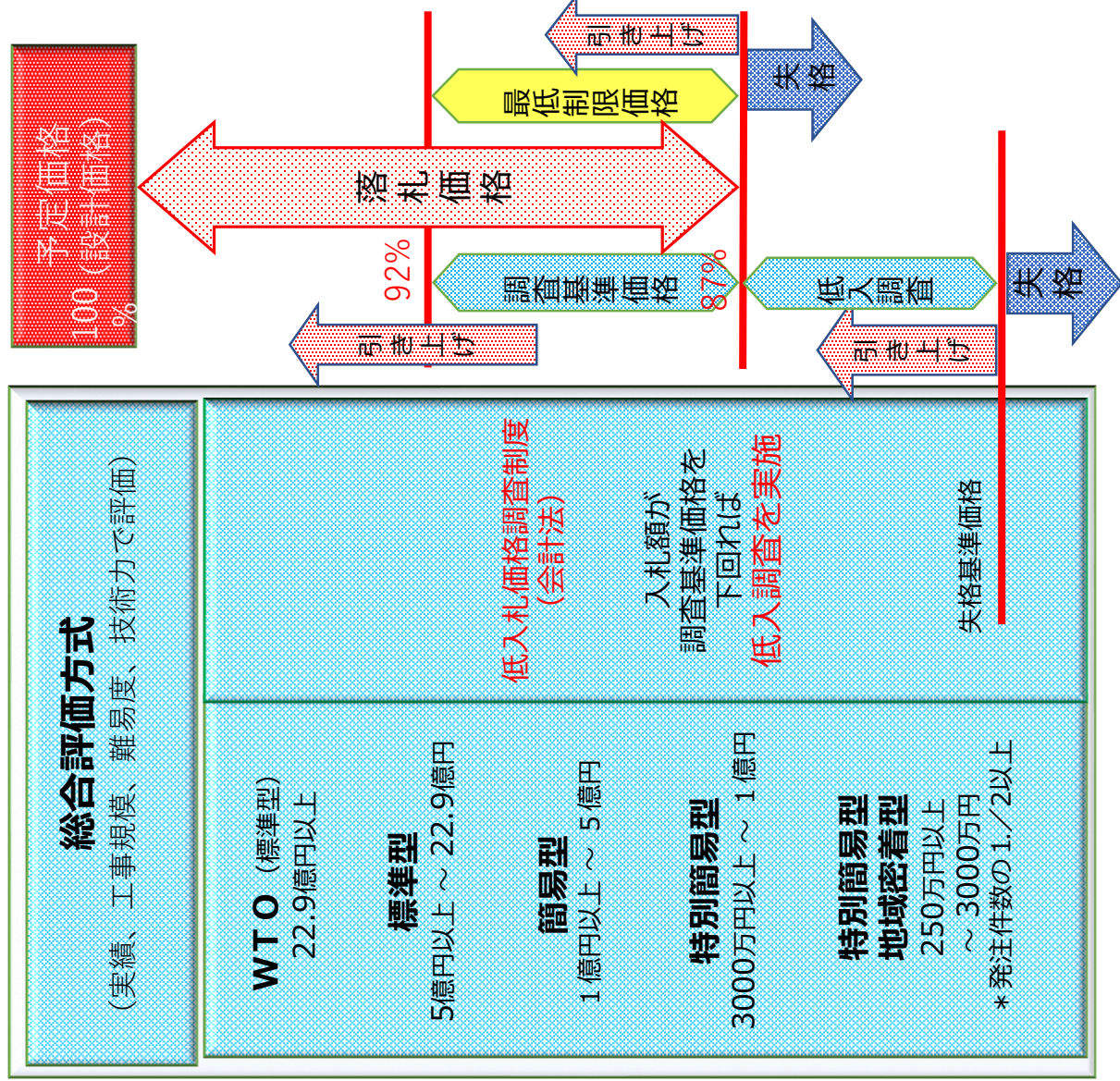
安達郡太玉村・田村郡三春町・田村郡小野町・岩瀬郡天栄
 村・石川郡玉川村・石川郡浅川町・西白河郡中島村・東白川
 郡塙町・東白川郡鮫川村・河沼郡会津坂下町・相馬郡新地
 町・双葉郡楢葉町・双葉郡富岡町・双葉郡川内村・双葉郡双
 葉町・双葉郡葛尾村

福島県59市町村 (13市・31町・15村)

(出典) 一般社団法人福島県建設業協会「令和元年4月1日現在」

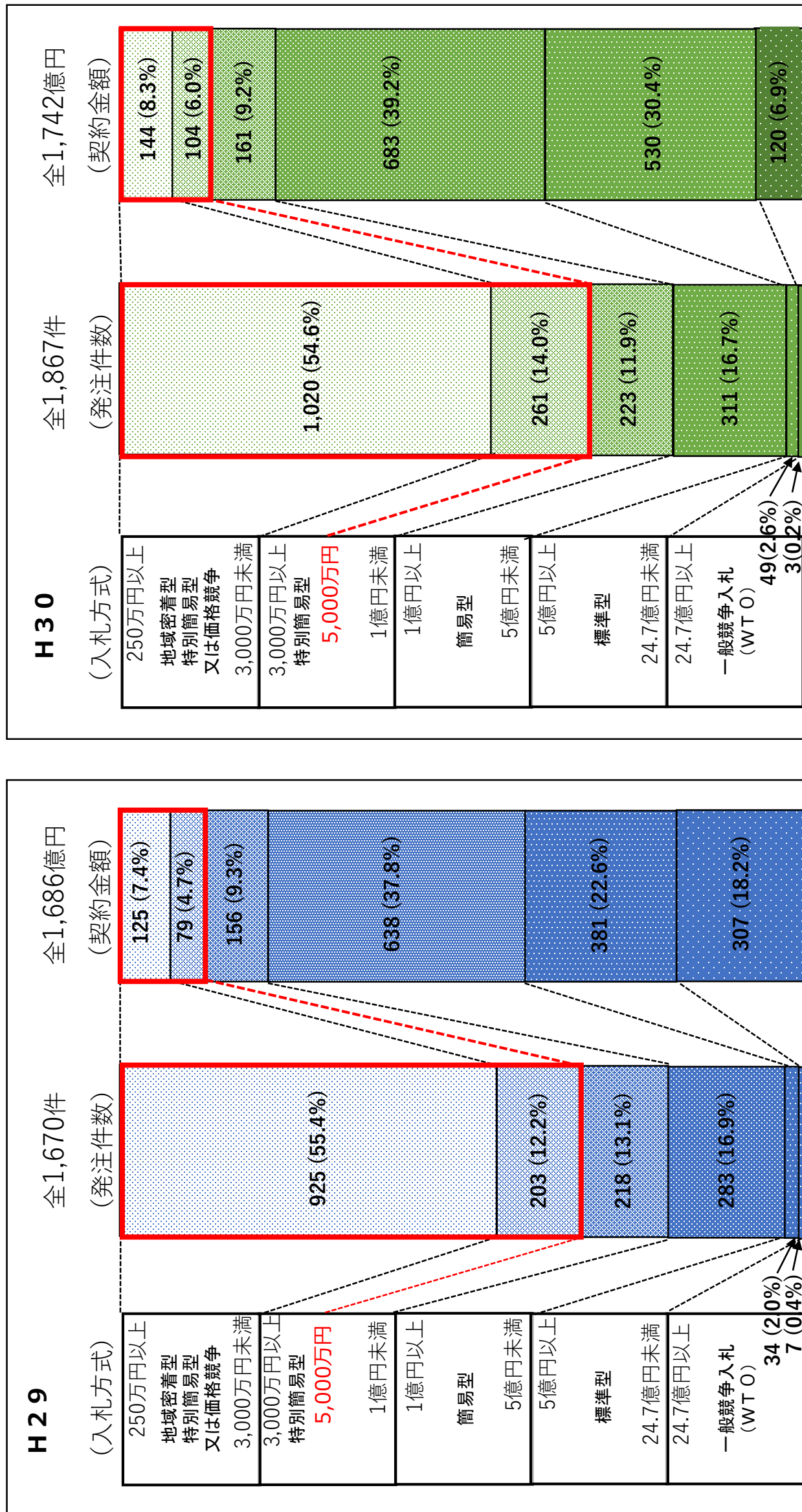
最低制限価格と低入札調査基準価格

(一社) 福島県建設業協会



福島県発注工事の入札方式別契約状況（件数・契約金額）

(一社) 福島県建設業協会



(出典) 福島県「県発注工事の入札結果」

総合評価方式における評価項目及び配点に対する提案

評価項目	現 行								備 考	
	標準型		簡易型		特別簡易型		地域密着型			
	配点	ウェイト	配点	ウェイト	配点	ウェイト	配点	ウェイト		
企業の技術力	4.0	6.3	4.0	9.1	3.5	17.7	3.5	15.6		
施工能力									同種類似工事の実績	
過去5年以内の実績	1.0		1.0		2.0		2.0			
過去5年より前で10年以内					1.5		1.5			
過去10年より前で15年以内	-				0.5		0.5			
工事成績 ※標準型、簡易型：同種類似工事の成績、特別簡易型：同一発注種別工事の直近の成績										
80点以上	1.0		1.0		1.5		1.5			
75点以上 80点未満	-		-		1.0		1.0			
優良工事（過去10年度以内の実績）	1.0		1.0		-		-		該当部門の表彰実績	
品質管理	0.5		0.5		-		-		ISO9001認証取得	
技術者確保数（技能士の活用（技能士職種ごと））	0.5		0.5		-		-		配置可能技術者	
手持ち工事量	-		-		-		-		手持ち工事量で減点	
配置予定技術者の技術力	3.5	5.5	3.5	8.0	1.0	5.1	1.0	4.4		
資格保有（継続教育）	0.5		0.5		-		-		指定した資格保有	
ME資格保有	-		-		-		-			
施工能力（過去10年以内の実績）	1.0		1.0		0.5		0.5		同種類似工事の実績	
工事成績（過去4年以内の実績）	1.0		1.0		0.5		0.5		同種類似工事の成績	
優良工事	1.0		1.0		-		-		該当部門の表彰実績	
若手技術者の専任配置	-		-		-		-			
企業の地域社会に対する貢献度	19.0(19.5)	(30.5)	19.0(19.5)	(44.3)	8.0(8.25)	(41.8)	11.0	(48.9)	〇は一般土木工事又は舗装工事の場合	
障がい者雇用	0.5		0.5		-		-		法定雇用達成等	
安全管理	0.5		5.0		-		-		安全管理表彰受賞	
環境配慮	0.5		5.0		-		-		ISO14001認証取得	
県内業者活用	1.5		1.5		-		-		下請、資材の活用	
働く女性応援	0.5		0.5		-		-		認証取得	
仕事と生活の調和	0.5		0.5		-		-		認証取得	
新分野進出	1.0		1.0		-		-		H13.4.1以降進出	
同一市町村内工事実績										
一般土木工事又は舗装工事	2.5		2.5		1.0		1.0			
過去3年以内に3件以上										
過去3年以内に2件	1.5		1.5		0.5		0.5			
その他の発注種別	2.5		2.5		1.0		-			
過去10年以内に1件										
入札参加者の所在地										
本店	3.5	3.0	3.5	3.0	3.5	3.0	5.5	5.0		
支店等	2.5	2.0	2.5	2.0	2.5	2.0	4.5	4.0		
評価対象区域内で工事箇所と同一市町村										
評価対象区域内で工事箇所と同一土木管内										
上記以外の評価対象区域内	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5		
ボランティア活動（過去3年間以上継続した実績）	2.0		2.0		0.5		1.25			
消防団加入（1名以上）										
上位点	1.0		1.0		0.5		0.5		地域要件毎の評価基準設定 ※本店は、準本店を含む。	
下位点	0.5		0.5		0.25		0.25			
※ 選 択 項 目	①災害時出動実績（又は災害応援協定締結）		2.5		2.5		1.25		1.25	※地域密着型の場合、ボランティア活動及び選択項目は、同一土木事務所管内業者のみ評価対象。（特例あり）
	災害応援協定締結									
	BCP（事業継続計画）策定		-		-		-		-	
	②新卒・離職者の雇用実績 ★									※選択項目については、入札参加者が、一般土木工事又は舗装工事の場合は①～④から、それ以外の工事の場合は①～③から2項目を選択する。 ※東日本大震災による被災者等の雇用実績、雇用の維持確保についても評価と対象とする
	2名以上の実績		2.5		2.5		1.25		1.25	
	1名以上の実績		1.5		1.5		0.75		0.75	
	③雇用の維持・確保 ★									
	1名以上増加		2.5		2.5		1.25		1.25	
	同数		1.5		1.5		0.75		0.75	
	65歳以上の雇用		-		-		-		-	
④除雪・維持補修業務の実績										
上記実績に加え過去5年度以内に感謝状を受けた実績又は直前の5年度間連続した除雪の実績		3.0		3.0		1.5		1.5		
過去3年以内に1件以上の実績		2.5		2.5		1.25		1.25		
県有施設維持管理の実績		-		-		-		-		
施工計画適切性	10.0	15.6	10.0	22.7	-		-			
技術提案	20又は40	31.3	-		-		-			
品質確保等の確実性	7.0	10.9	7.0	15.9	7.0	35.4	7.0	31.1		
加算点合計	63.5又は83.5	(100)	43.5	(100)	19.5	(100)	22.5	100	〇は一般土木工事又は舗装工事の場合	
	(64又は84)		(44.0)		(19.75)					

※復旧型及び復興型は、特別簡易型と同じ配点 ※ウェイトは一般土木工事又は舗装工事の場合、技術提案は20点で算出